



## 第8章 保護の決定

### この章で扱う事項

#### 保護開始時の要否判定について

- ・ 保護開始時の要否判定 . . . 問8-1～8
- ・ 他法他施策の自己負担金の減免を受けられる場合 . . . 問8-9、10
- ・ 境界層該当証明について . . . 問8-11

#### 入院入所者の保護費の取扱いについて

- ・ 保護施設入所事務等について . . . 問8-14～18
- ・ 施設入所者に対する保護の適用 . . . 問8-23～26
- ・ その他施設入所者に対する保護の適用 . . . 問8-27、30

#### 保護の停廃止時の取扱いについて

- ・ 累積金の取扱い . . . 問8-33、34
- ・ 保護停止中の取扱い . . . 問8-35
- ・ 海外渡航者の取扱い . . . 問8-36
- ・ 保護廃止時の要否判定 . . . 問8-37～40
- ・ 所在不明による保護廃止 . . . 問8-41、44
- ・ 拘留された者等について . . . 問8-28、29

#### その他保護の決定に関することについて

- ・ 移管ケースの取扱い . . . 問8-12、13
- ・ 路上生活者の取扱い . . . 問8-19～22
- ・ 誤って受けた申請の取扱い . . . 問8-32
- ・ 自己退院（退所）の場合 . . . 問8-42、43
- ・ 単身被保護者死亡時の場合 . . . 問8-45
- ・ 扶助費の再支給額の算定 . . . 問8-31

### キーワード

#### 【保護の要否及び程度の決定】

保護の実施にあたっては、まず、保護を要するか否かを判定し（要否の判定）、保護を要するとされた場合には、保護の方法、種類、程度等が決定される（程度の決定）。

要否の判定は、保護の受給要件を満たしているか否かの判断であり、単に生活に困窮していることのみによってではなく、資産、能力の活用その他法に定める義務の履行も要件となるものである。しかしながら、通常は、生活困窮度の測定に基づく保護の要否判定を意味するものである。一方、程度の決定は、月々どの程度の保護を要するかを具体的に決定すること、すなわち支給すべき保護費の程度決定を意味する。

要否の判定及び程度の決定は、ともに最低生活費と収入充当額との対比によって決定される。収入充当額（収入認定の対象となる収入から収入控除額を除いた最低生活費に充てるべき額）が最低生活費に満たない場合に保護要と判定され、不足する費用が扶助されるのである。

保護開始時の要否判定については、臨時的需要及び自立助長を目的とする費用は認定されない（一部の移送費及び被服費、医療及び介護費、出産及び葬祭費は認定される）。

保護廃止時の要否判定については、基本的にすべての最低生活費が認定の対象となる（転居費用が保護廃止後に必要となる場合など、廃止時に需要がない場合には対象外）。

程度の決定にあたっては、収入のうち、年金や手当など複数月分がまとめて支給される場合には、次回受給月までの月数で分割して認定するなど、家計の消費の実態に適合した認定方法を用いることで、月々の最低生活の生計維持を考慮した程度の決定が可能になっている。

(問 8 - 1) 保護開始時の要否判定に用いる費目

保護開始時の要否判定の際、最低生活費の算出に用いる費目について示された  
い。

保護開始時の要否判定においては、最低生活費と収入充当額をそれぞれ算出し、それを  
対比する必要がある。以下のように、最低生活費が収入充当額を上回った場合に保護開始  
となる。

$$\text{最低生活費} > \text{収入充当額}$$

1 開始時の最低生活費の算出に際し用いる費目内訳（課長問答・第 8 の 4 及び 5）

|        |                                                                                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【生活扶助】 | 基準生活費（第 1 類＋第 2 類＋（地区別冬季加算））<br>入院患者日用品費<br>介護施設入所者基本生活費<br>加算<br>被服費（局長通知第 7 - 2 - （5） - ア - （カ））<br>移送費（局長通知第 7 - 2 - （7） - ア - （ア）及び（イ）） |
| 【住宅扶助】 | 家賃、間代、地代                                                                                                                                    |
| 【教育扶助】 | 教育扶助基準、教材費、給食費、交通費                                                                                                                          |
| 【介護扶助】 | 介護費（住宅改修費を除く）                                                                                                                               |
| 【医療扶助】 | 医療費、短期医療費（特例）（問 8 - 7 参照）                                                                                                                   |
| 【出産扶助】 | 出産費                                                                                                                                         |
| 【葬祭扶助】 | 葬祭費                                                                                                                                         |

上記に加え、国民健康保険料等の健康保険料（減免等が利用できる場合、利用した上で  
その者に賦課される、最低限の額）を実費で計上する。

## 〔具体例〕

33歳夫、29歳妻、4歳子の居宅3人世帯  
(H21.4.1現在、1級地-1)

【生活扶助】第 1 類      40, 270円 (33歳)  
                              40, 270円 (29歳)  
                              26, 350円 ( 4歳)

第 2 類      53, 290円 (3人世帯)

児童養育加算      5, 000円

【住宅扶助】家          賃      65, 000円      (※例示)

【医療扶助】外 来 実 費              実 費

【そ の 他】健康保険料              実 費

最低生活費計      230, 180円 + 医療費実費 + 健康保険料  
(要否判定に用いる最低生活費)

要否判定の際、1の費目の中で該当となる部分の扶助費を足しあげたものが、その世帯の最低生活費となる。ただし、要否判定には用いない扶助基準もあるので、以下に示すこととする。

《開始時の要否判定には用いない扶助基準》

|        |                                                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【生活扶助】 | 期末一時扶助費<br>家具什器費<br>入学準備金<br>配電・水道・井戸・下水道設備費<br>被服費（局長通知第7-2-（5）-ア-（カ）を除く）<br>移送費（局長通知第7-2-（7）-ア-（ア）及び（イ）を除く） |
| 【住宅扶助】 | 敷金、契約更新料、住宅維持費                                                                                                |
| 【介護扶助】 | 住宅改修費                                                                                                         |
| 【生業扶助】 | 生業費、技能修得費、高校等就学費（「就学扶助」）、就職支度金                                                                                |



(問 8 - 2) 保護開始時の要否判定時の収入充当に用いる費目

保護開始時の要否判定の際、収入充当額の算出に用いる費目について示された  
い。

要否判定の際に用いる収入充当額は、定期的な収入金額（月額）と開始時に現に所持して  
いる手持ち金の合計額である。以下に、定期的な収入金額を算出する際の費目及び考え方  
を示すこととする。

1 開始時の収入充当額算出に際し用いる費目

|                     |                                                                              |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 各種勤労控除及び必<br>要経費控除等 | 基礎控除の 70 % の額<br>必要経費の実費（社会保険料、所得税、労<br>働組合費、通勤費等）<br>出稼ぎ等の実費<br>託児費<br>公租公課 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|

収入の中で主なものは稼働収入であるが、稼働収入を得るためには就労先までの交通費  
が必要であったり、所得税をはじめ健康保険料などの公租公課が給料から予め天引きされ  
る場合がある。その場合には、必要経費の実費（実費控除）を稼働収入から差し引く必要  
がある。また、事業を営んでいる場合の事業収入の場合においては、原材料費、仕入れ代、  
事業で使う機械器具の修理費等が必要経費の実費となる。

(a) 勤労収入

勤労収入においては、支給総額に対し 70 % の基礎控除額（100 % 基礎控除額  
 $\times 0.7$ ）を差し引いてから必要経費の実費を差し引いた額が要否判定の際に用い  
る定期的な収入金額の月額となる。

(b) 事業収入

事業収入においては、事業収入総額からまず必要経費の実費を差し引き、その後  
の額に対して 70 % 基礎控除額を差し引いた額が要否判定に用いる定期的な収入金  
額の月額となる。

(c) その他の収入（年金等） ≪その他の収入（年金、恩給）－実費控除≫

その他の収入は、主に年金、恩給であるが、平均月割額から必要経費の実費を差  
し引いた額が要否判定の際に用いる定期的な収入金額の月額となる。

(d) 申請時所持金 《手持ち金から定期的な収入の推定残額を除いた金額》

開始時の要否判定時には、所持金（手持ち金）は定期的な収入の推定残額を除く全額が収入充当の対象となる。

当該世帯の最低生活費（医療・介護費を除く）の5割までの所持金については、あくまでも、開始後の程度の決定時に保有容認することができるのであって、開始時の要否判定時にあらかじめ差し引くものではないことに留意する。（要否判定で所持金から差し引くべき金額は「定期的な収入の推定残額」である。）

〔具体例〕 注：手持ち金の取扱いは「問8-3」を併せて参照のこと  
（ここでは説明を簡略にするため、推定残額を含まない手持ち金として例示している。）

|                |         |
|----------------|---------|
| 勤 労 収 入 額（名 目） | 80,000円 |
| ※70%基礎控除額      | 14,511円 |
| 必要経費（実費控除）     | 10,000円 |
| 手持ち金（勤労収入以外）   | （ 実 額 ） |

※70%基礎控除額（100%基礎控除額×0.7）

勤労収入額（名目）－70%基礎控除額－実費控除＝定期的な勤労収入金額  
(80,000) (14,511) (10,000)＝55,489円

要否判定に用いる収入充当額＝定期的な勤労収入金額＋手持ち金（勤労収入以外）  
＝55,489＋手持ち金（勤労収入以外）の実額

以下に、収入充当額の算出に際し用いない費目を列挙する。

＜開始時の収入充当額算出に際し用いない費目＞

|                 |                                                                     |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------|
| 各種勤労控除及び必要経費控除等 | 基礎控除の30%の額<br>特別控除、新規就労控除、未成年者控除、<br>不安定収入控除<br>現物500円控除<br>貸付金の償還金 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------|

(問 8－3) 保護開始時に申請者の所持する金銭の取扱い

保護開始時の要否の判定及び程度の決定に際して、申請者の所持する金銭はどのように取り扱えばよいか。

1 保護開始時の所持金の考え方

保護の要否の判定および程度の決定は、最低生活費と収入充当額との対比によって決定される。

その際に評価する収入は、定期的な収入金額（月額）と現に所持している金額の合計額である。

ただし、現に所持している金銭のなかには、定期的な収入の残額が含まれており、これを手持ち現金として評価すると、定期的収入を二重に評価することとなる。これを避けるため、所持金額から定期的収入の推定残額を除く必要がある。つまり、定期的収入のある世帯においては、定期的な収入がない世帯と違い、現に所持している金額をそのままその世帯の収入充当額にできないので注意が必要である。

(推定残額の算出方法は問 8－5)

2 要否の判定

給料・年金等の定期的な収入のある世帯に対する保護開始時の要否の判定に際しては、申請時に所持している金銭（手持ち金）のうち定期的な収入の推定残額を除いた金額と、その世帯の定期的な収入の月額とを加えた額を要否判定の際の収入として扱う。

定期的な収入のない世帯に対する開始時の要否の判定に際しては、申請時に所持している金銭のすべてをその世帯の要否判定の際の収入として扱う。（問 8－5、事例 1 参照）

〔具体例〕

|            |          |
|------------|----------|
| 現に所持している金額 | 10万円     |
| 定期的な収入（年金） | 8万円（月4万） |

仮に定期的収入の推定残額が6万円であったとすると、現に所持している金額10万円の中に定期的収入の推定残額6万円が含まれていることになり、純粋な手持ち金は4万円となる（10万円－6万円）。よって、要否判定に際し評価する収入は定期的収入である年金月額の4万円と、所持金額から定期的収入の推定残額を除いた純粋な手持ち金4万円を加えた、計8万円となり、現に所持している10万円がそのまま要否判定に際し評価する収入とならない。



## 《要否判定に用いる収入》

### (1) 定期的な収入のある世帯

$$\boxed{\text{給料・年金等の月額}} + \boxed{\text{申請時所持金} - \text{給料・年金等の推定残額}}$$

(給料・年金等以外の所持金)

### (2) 定期的な収入のない世帯

$$\boxed{\text{申請時所持金}}$$

## 3 程度の決定

保護要とされた世帯に対する開始月の程度の決定に際しては、定期的な収入の有る無しにかかわらず、申請時に所持している金銭のうち当該世帯の保護の基準（生活扶助、教育扶助、住宅扶助）の2分の1までの金額を収入認定の対象としない。

これは、一般世帯の場合でも月々一定額の繰越金をもって家計が円滑に維持されていることから、被保護世帯においても家計上の繰越金を認めることが自立のために必要である、という考えに基づいている。

開始月の扶助費は、その月の最低生活費（月の途中開始の場合は日割り計算によって得られる額）から、その月に収入認定すべき金額を差し引いて算出する。

その月に収入認定すべき金額とは、申請時に所持している金銭のうちその世帯の保護の基準の2分の1を超える金額と、申請日以降月末までに得られる収入のうち開始月に収入認定することとした収入認定額とを合計した額である。

## 《程度の決定》（定期的な収入のある世帯及び定期的な収入のない世帯）

最低生活費  
(日割り)

－

申請時所持金－保護の基準の1／2

－

月末までの収入のうち  
開始月に収入認定する  
こととした収入

※「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」とは、次のとおり。

### (1) 給料について

保護開始後月末までに給料収入がある場合、開始日から給料日までの日数、開始月の扶助額、給料日、開始時の手持ち金等を勘案し、今後の給料収入の認定方法（当月認定にするか、翌月認定にするか）を定める。

上記により、給料を当月認定することと決定した場合は、その全額について収入認

定要領に基づき認定した額が「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」となる。

保護開始後月末までに給料収入がない場合は、「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」はないこととなる。（問8-4、事例6、7参照）

(2) 年金について

保護開始後月末までに年金支払日がある場合、年金月額的全額が「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」となる。（問8-4、事例4参照）

ただし、これにより算定した結果、開始月の扶助額が開始日から年金支払日までの最低生活費（日割り）を割り込むこととなる場合で、開始時の手持ち金をもってしてもなお最低生活が保障されないときには、開始月に認定すべき年金月額を開始月から翌月以降に適宜分割認定することとして差し支えない。（問8-4、事例5参照）

保護開始後月末までに年金支払日がない場合は、「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」はないこととなる。（問8-4、事例2、3参照）

(3) 臨時収入について

保護開始後月末までに臨時収入が予定される場合、(2)の保護開始後月末までに年金支払日がある場合と同様に取り扱う。

(問 8 - 4) 給料・年金等の推定残額の算出方法

定期的な収入のある世帯から保護の申請があったときは、要否の判定を行うに当たって、給料・年金等の推定残額を算出しなければならないが、その具体的な方法を示されたい。

給料・年金等の支給日から保護申請日までの経過日数を計算し、給料・年金等がその間に均等に消費されたと仮定して、残っているべき金額（推定残額）を計算する。

$$\text{推定残額} = \text{支給額} \times \left( 1 - \frac{\text{支給日から申請日までの経過日数}}{30 \times \text{月数}} \right)$$

支給額：実際に支給された手取りの額

支給日から申請日までの経過日数：支給日から申請日の前日までの日数

30：通常月は30を使うが、2月のみ実日数を使う。

月数：毎月支給されるものは1となり、2か月分が支給されるものは2となる

なお、保護申請前にやむを得ない事情で給料・年金等を費消してしまい申請時所持金の額が推定残額に満たない場合は、推定残額を超える部分はないことから、月々の収入額をもって要否の判定を行うこととなる。

[具体例]

| 前回年金受給日 | 保護申請日 |
|---------|-------|
| 2月15日   | 3月1日  |

年金月額・・・ 40,000円

前回受給額・・・ 80,000円

申請時所持金・・・ 30,000円

$$\text{年金の推定残額} = 80,000 \times \left( 1 - \frac{15}{29 + 30} \right) = 59,661$$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 30,000 - 59,661 = -29,661$$

申請時所持金の中に年金以外の純粋な手持ち金は無いと考えられ、月々の収入額である年金月額の4万円を要否判定に用いることとなる。

(問 8 - 5) 申請時所持金がある場合の要否判定及び程度の決定の具体例

保護申請時に所持する金銭がある世帯に対する要否の判定と、開始月の程度の決定の方法を具体的に示されたい。

1 定期的な収入がない場合

保護申請日

5月25日

最低生活費 ..... 107,040円

申請時所持金 ..... 80,000円

保護の要否

$$80,000 < 107,040$$

保護は要となる

程度の決定

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額 } 107,040 \times \frac{1}{2} = 53,520$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$80,000 - 53,520 = 26,480$$

5月分扶助費

$$107,040 \times \frac{31-24}{30} - 26,480 \times \frac{31-24}{30} = 18,797$$

6月分扶助費

$$107,040 - 26,480 \times \frac{23}{30} = 86,739$$

7月分扶助費

107,040円

5月に26,480円の全額を認定すると、5月分扶助費がマイナスとなるため、7対23の比率で5月と6月とに分割して収入認定している。

2 年金収入がある場合 (a) 月末までに年金収入がない場合で、通常の認定で支障がない場合

|         |       |         |
|---------|-------|---------|
| 前回年金受給日 | 保護申請日 | 次回年金受給日 |
| 4月15日   | 5月20日 | 6月15日   |

|        |          |
|--------|----------|
| 最低生活費  | 125,470円 |
| 年金月額   | 50,000円  |
| 前回受給額  | 100,000円 |
| 申請時所持金 | 85,000円  |

$$\text{年金の推定残額} = 100,000 \times \left(1 - \frac{35}{30 \times 2}\right) = 41,666$$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 85,000 - 41,666 = 43,334$$

**保護の要否**

$$50,000 + 43,334 = 93,334 < 125,470$$

保護は要となる。

**程度の決定**

$$\text{世帯の保護の基準の2分の1の額} = 125,470 \times \frac{1}{2} = 62,735$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$85,000 - 62,735 = 22,265$$

5月分扶助費

$$125,470 \times \frac{31-19}{30} - 22,265 = 27,923$$

6月分扶助費

$$125,470 - 50,000 = 75,470$$

3 年金収入がある場合 (b) 月末までに年金収入がない場合で、通常の認定方法では支障が生じる場合の一例

|         |       |         |
|---------|-------|---------|
| 前回年金受給日 | 保護申請日 | 次回年金受給日 |
| 6月15日   | 6月19日 | 8月15日   |

|       |          |
|-------|----------|
| 最低生活費 | 125,470円 |
| 年金月額  | 50,000円  |
| 前回受給額 | 100,000円 |

申請時所持金 …………… 160,000円

$$\text{年金の推定残額} = 100,000 \times \left(1 - \frac{4}{30 \times 2}\right) = 93,333$$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 160,000 - 93,333 = 66,667$$

**保護の要否**

$$50,000 + 66,667 = 116,667 < 125,470$$

保護は要となる。

**程度の決定**

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額} = 125,470 \times \frac{1}{2} = 62,735$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$160,000 - 62,735 = 97,265$$

97,265円については、6月と7月の2か月に適宜分割して認定する。

6月分扶助費

$$125,470 \times \frac{30-18}{30} - 27,143 = 23,045$$

7月分扶助費

$$125,470 - 70,122 = 55,348$$

ここでは、6月と7月の認定額をそれぞれ27,143円と70,122円  
(97,265円を12対31で分割した額)とした。

8月分扶助費

$$125,470 - 50,000\text{円} = 75,470$$

4 年金

収入がある場合 (c) 月末までに年金収入があり、通常の認定方法で支障がない場合

前回年金受給日

4月15日

保護申請日

6月3日

次回年金受給日

6月15日

最低生活費 …………… 125,470円

年金月額 …………… 50,000円

前回受給額 …………… 100,000円

申請時所持金 …………… 60,000円

$$\text{年金の推定残額} = 100,000 \times \left(1 - \frac{49}{30 \times 2}\right) = 18,333$$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 60,000 - 18,333 = 41,667$$

**保護の要否**

$$50,000 + 41,667 = 91,667 < 125,470$$

保護は要となる。

**程度の決定**

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額} = 125,470 \times \frac{1}{2} = 62,735$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$60,000 - 62,735 = -2,735 \Rightarrow \text{なし}$$

6月分扶助費

$$125,470 \times \frac{30 - 2}{30} - 50,000 = 67,105$$

7月分扶助費

$$125,470 - 50,000 = 75,470$$

- 5 年金収入がある場合 (d) 月末までに年金収入があるが、通常の認定方法では支障が生じる場合の処理の一例

前回年金受給日

4月15日

保護申請日

6月3日

次回年金受給日

6月15日

最低生活費 …………… 125,470円

年金月額 …………… 100,000円

前回受給額 …………… 200,000円

申請時所持金 …………… 10,000円

$$\text{年金の推定残額} = 200,000 \times \left(1 - \frac{49}{30 \times 2}\right) = 36,666$$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 10,000 - 36,666 = -26,666 \\ \Rightarrow \text{なし}$$

#### 保護の要否

$$100,000 < 125,470 \\ \text{保護は要となる。}$$

#### 程度の決定

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額} = 125,470 \times \frac{1}{2} = 62,735$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$10,000 - 62,735 = -52,735 \Rightarrow \text{なし}$$

6月分扶助費

$$\langle 125,470 \times \frac{30-2}{30} - 100,000 = 17,105 \rangle$$

年金収入10万円を認定すると6月分扶助費は17,105円となるが、これでは手持ち金を併せても年金支払日までの最低生活に支障をきたすこととなるので、10万円を開始月から翌月にかけて分割認定することとする。

6/3から6/15までに必要な扶助費を別途計算する。

$$\langle 125,470 \times \frac{15-2}{30} - 10,000 = 44,370 \rangle$$

開始月の最低生活費（日割り）から、44,370円を控除した額を、開始月に認定する年金収入の額とする。こうして分割認定される年金額の残余については、翌月以降に認定する。

6月に認定する年金収入の額

$$125,470 \times \frac{30-2}{30} - 44,370 = 72,735$$

7月以降に認定する年金収入の額（月々の分である10万円を除いた分）

$$100,000 - 72,735 = 27,265$$

27,265円は通常月の扶助額を上回っているため、1/2ずつ2か月に分けて認定する。

6月分扶助費



$$125,470 \times \frac{30-2}{30} - 72,735 = 44,370$$

7月分扶助費

$$125,470 - (100,000 + 13,633) = 11,837$$

8月分扶助費

$$125,470 - (100,000 + 13,632) = 11,838$$

6月の72,735円、7月の13,633円、8月の13,632円を合計すれば、6/15の年金月額である10万円となる。

9月分扶助費

$$125,470 - 100,000 = 25,470$$

- 6 就労収入がある場合 給料日が月末であるため、その月の収入を翌月の収入として取り扱った事例

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 前回給料日  | 保護申請日  | 次回給料日  |
| 10月25日 | 11月21日 | 11月25日 |

最低生活費 ..... 200,150円  
 給料月額 ..... 120,000円  
 (70%基礎控除後の額) ..... 102,738円  
 (100%基礎控除後の額) ... 95,340円  
 申請時所持金 ..... 85,000円  
 給料の推定残額 =  $120,000 \times \left(1 - \frac{27}{30}\right) = 12,000$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 85,000 - 12,000 = 73,000$$

**保護の要否**

$$102,738 + 73,000 = 175,738 < 200,150$$

保護は要となる

**程度の決定**

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額} = 200,150 \times \frac{1}{2} = 100,075$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$85,000 - 100,075 = -15,075 \Rightarrow \text{なし}$$

11月分給料を12月に認定し、以後同様に、当月の給料を翌月の収入として取り扱う。

11月分扶助費

$$200,150 \times \frac{30-20}{30} = 66,716$$

12月分扶助費

$$200,150 - 95,340 = 104,810$$

## 7 就労収入と手当がある場合

| 前回手当受給日 | 前回給料日 | 保護申請日 | 次回給料日 | 次回手当支給日 |
|---------|-------|-------|-------|---------|
| 4月10日   | 5月25日 | 6月15日 | 6月25日 | 8月10日   |

|               |          |
|---------------|----------|
| 最低生活費         | 186,010円 |
| 手当月額          | 35,100円  |
| 給料月額          | 80,000円  |
| (70%基礎控除後の額)  | 65,489円  |
| (100%基礎控除後の額) | 59,270円  |
| 手当前回受給額       | 140,400円 |
| 申請時所持金        | 70,000円  |

$$\text{給料の推定残額} = 80,000 \times \left(1 - \frac{21}{30}\right) = 24,000$$

$$\text{手当の推定残額} = 140,400 \times \left(1 - \frac{66}{30 \times 4}\right) = 63,180$$

$$\text{推定残額合計} = 24,000 + 63,180 = 87,180$$

申請時所持金のうちで、要否判定の際の収入対象となる額

$$70,000 - 87,180 = -17,180 \Rightarrow \text{なし}$$

**保護の要否**

$$65,489 + 35,100 = 100,589 < 186,010$$

保護要となる

程度の決定

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額 } 186,010 \times \frac{1}{2} = 93,005$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$70,000 - 93,005 = -23,005 \Rightarrow \text{なし}$$

6月分扶助費 (6/25の給料を7月の収入として取り扱う。翌月認定。)

$$186,010 \times \frac{30-14}{30} = 99,205$$

7月分扶助費

$$186,010 - 59,270 = 126,740$$

8月分扶助費

$$186,010 - (59,270 + 35,100) = 91,640$$

(問 8－6) 福祉的給付金と保護の要否判定及び程度の決定

福祉的給付金を受給している入院中の夫と、居宅生活をしている妻の2人世帯から保護の申請があった。保護開始時の要否判定及び程度の決定を行う場合の収入額は、どのように算定するか。

なお、この世帯には、福祉的給付金の他に収入はない。

福祉的給付金については、手当額のうち17,000円までは収入として認定しない取扱いが認められている。

したがって、手当受給額から17,000円を除いた額が、保護の要否判定及び程度の決定に際しての、当該世帯の定期的収入となる。

定期的な収入のある世帯の要否判定に際しては、申請時に所持している金銭(手持ち金)から当該手当の推定残額を除いた額を算出し、その得られた額と収入認定すべき手当月額との合計額をもって、要否判定上の収入とすることが必要となる。

推定残額の算出は、保護申請時点における、前回受給額(保護開始前に受給)の理論上の残額を計算するものであるから、この段階では17,000円の収入認定除外額を考慮せずに手当月額の総額について、計算を行う。

次に、申請時の所持金から、上記により得られた推定残額を控除した金額を、要否判定上の手持ち金として取り扱う。

〔具体例〕

| 前回手当受給日 | 保護申請日 | 次回手当受給日 |
|---------|-------|---------|
| 4月10日   | 7月30日 | 8月10日   |

最低生活費 . . . . . 144,150円

手当月額 . . . . . 53,000円

手当の認定額 . . . . . 36,000円

前回受給額 . . . . . 212,000円

申請時所持金 . . . . . 30,000円

手当の推定残額 =  $212,000 \times \left(1 - \frac{111}{30 \times 4}\right) = 15,900$

申請時所持金－手当の推定残額 =  $30,000 - 15,900 = 14,100$

**保護の要否**

$$36,000 + 14,100 = 50,100 < 144,150$$

保護は要となる。

**程度の決定**

$$\text{世帯の保護の基準の2分の1の額} = 144,150 \times \frac{1}{2} = 72,075$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$30,000 - 72,075 = -42,075 \rightarrow \text{なし}$$

7月分扶助費

$$144,150 \times \frac{31-29}{30} = 9,610$$

8月分扶助費

$$144,150 - 36,000 = 108,150$$

1人で複数の手当を受給している場合では合算額で考え、考え方は同様である。

(問 8 - 7) 保護開始時の要否判定に用いる医療費

保護開始時の要否判定に用いる医療費について、具体的に示されたい。

要否判定に用いる医療費は、高額療養費・高額医療費支給制度における低所得世帯に適用される自己負担限度額である。

1 高額療養費・高額医療費支給制度における医療費の負担限度のしくみ（概要）

①高額療養費の自己負担限度額・高額医療費の一部負担金限度額

70歳未満の者の健康保険被保険者（被扶養者）の高額療養費の自己負担限度額は、一般の場合は、81,000円に療養に要した額の267,000円を超える部分に100分の1を乗じて得た額を加えた額である。（「区市町村民税が課せられない者」及び「要保護者」については、**35,400円**。）

また、70歳以上の者の一部負担金限度額は、一般の入院の場合は、44,400円（低所得者の場合は**24,600円又は15,000円**。）であり、外来通院の場合は、一般は12,000円（低所得者は**8,000円**）である。

②特定疾病にかかる高額療養費

人工腎臓を実施している慢性腎不全、血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害及び抗ウイルスをしている後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣が定める者に係る者に限る。）に係る療養について保険者の認定を受けた場合に関しては、高額療養費の自己負担限度額はレセプトごとに**10,000円**である。

③高額療養費の世帯合算（高額医療費の世帯合算）

同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る一部負担金等の額のうち21,000円以上のものを合算した額が1に掲げる額を超える場合、当該合算額から当該算定基準額を控除した額が高額療養費として支給される。なお、70歳以上の世帯員を含む場合は、70歳以上の世帯員については、全ての自己負担額を合算する。

（70歳以上の世帯員のみ世帯の場合、老人医療費助成制度における高額医療費支給の該当となる一部負担金限度額は、低所得者の入院の場合においては、**24,600円又は15,000円**である。なお、外来通院のみの場合は個人単位で合算し、低所得者の場合は、**8,000円**を超える部分が高額医療費の支給対象となる。）

④高額療養費の多数該当

療養のあった月以前の12月以内に既に3回以上高額療養費（保険加入の被保護者、特殊疾病等にかかる高額療養費をのぞく。）が支給されている場合の当該療養に係る算定基

準額は、70歳未満の一般については44,400円、低所得者については24,600円、上位所得者については83,400円となる。

## 2 要否判定に用いる金額

保護の申請を行った者について要否判定を行う際、最低生活費のうち医療費所要額（入院時食事療養費標準負担額を含む。）の算定については、上記①～④に掲げるものを用いるが、いずれも低所得者の特例（ゴシックの金額）の適用があったものとして行い、これにより算定した医療費所要額に収入充当額が満たない場合、要保護となる。

注1 上記はあくまでも要否判定に用いる金額である。実際に保護が要となり、医療扶助が開始された場合の自己負担の限度額については、③の世帯合算は適用されず、世帯員ごとに35,400円となり、④も35,400円となる。また、70歳以上の者はレセプト単位で、外来8,000円、入院15,000円となる。

注2 療養病棟に長期入院する患者からの保護申請時の要否判定については、入院期間が180日を超え、入院基本料が特定療養費化されている場合、当該入院基本料相当額は、保護開始時の要否判定には用いないので、注意を要する。

平成18年9月29日付社援保発第0929001号

「高額療養費及び老人医療一部負担金等の生活保護法における取扱について」

平成14年3月27日付社援保発第0327028号

「療養病棟等に180日を越えて入院している患者の取扱いについて」

(問 8－8) 入院時のおむつ代と保護の要否判定

保護開始時の要否判定を行う場合に、入院時のおむつ代はどのように取り扱うか。

入院中に保護の申請があった患者が常時失禁状態にあることから紙おむつ等を必要とする場合は、開始時の要否判定の際に当該おむつ代のうち、23,000円（平成17年度局第6－2（5）ア（カ）参照）以内で必要とする額を最低生活費に含めて計上して差しつかえない。

なお、必要なおむつ代の額は入院先の医療機関に確認することとし、上記の限度額を超える場合であっても、当該限度額を用いて算定すること。



(問 8－9) 低所得者の特例措置の取扱い

保護開始時の要否判定を行う場合に、低所得者に対する医療費自己負担額等の特例措置が適用可能な場合には、どのように取り扱うか。

保護の申請を行った者が、他法他施策による低所得者に対する特例措置により、医療・介護・障害者支援等のサービス給付の自己負担額の減免等を受けられる場合には、当該他法他施策の特例措置を行ったうえで、これにより算定した所要額（生活最低費の合計）に収入充当額が満たない場合に要保護となる。

具体的には、問 8－7、8－10の高額療養費又は高額医療費及び入院時食事療養費標準負担額の低所得者の特例、問 8－11の介護保険給付の高額介護サービス費利用者負担上限額及び食事標準負担額、介護保険料の各減額措置、問 8－10-2の入院時生活療養費標準負担額の特例、さらに、問 8－11-2の障害者自立支援法による障害福祉サービスの定率負担及び食費等の実費負担軽減並びに自立支援医療の定率負担及び食費等の実費負担軽減などの生活保護移行防止策（生保減免）に該当する者については、それぞれ要否判定時に特例措置の適用の可否を必ず確認すること。

なお、特例措置の適用にあたって、高額療養費又は高額医療費及び入院時食事療養費標準負担額の低所得者の特例適用対象者（国民健康保険等）、境界層該当者（介護保険）、境界層対象者（障害者自立支援）であることの証明を必要とする者に対しては、それぞれの適用順位に従って、必要となる証明書の交付を行うことになる。（特例措置により保護を必要としない者は、申請を却下することになる。）

（参照）

「障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて」の一部改正について

（平成18年9月29日付社援保発第0929005号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

(問 8 - 10) 医療費及び食事標準負担額の特例措置の取扱い

医療費及び食事標準負担額の特例措置の取扱いの対象となる者及びその手続きについて示されたい。

要保護者ではあるが、高額療養費又は高額医療費及び入院時食事療養費標準負担額の低所得者の特例が適用されることで保護を必要としない状態に至る者については、特例措置の申請手続きを前提に保護の申請の却下又は保護を廃止する。

この場合、保護の申請却下通知書又は保護廃止決定通知書の決定理由欄に、減額措置の区分を記載する。減額措置の申請は、加入する医療保険の保険者（老人医療受給対象者は市町村）あて、上記決定通知書又はその写に福祉事務所長が原本証明したものを添付して行うので、対象者にその旨を教示する。

特例措置適用の具体例

65歳単身の国保加入者で、世帯の収入が老齢厚生年金（介護保険料控除後）月額150,000円のみである場合

（家賃月額45,000円、入院後1か月经過、おむつ使用ありの事例）  
 医療費自己負担限度額：81,000円 食事療養費標準負担額：1食 260円  
 老齢厚生年金（介護保険料控除後）月額146,000円

要否判定

特例措置を適用しなかった場合

特例措置適用前の最低生活費195,250円 > 収入認定額146,000円 保護要

| 入院患者日用品費 | 一時扶助（被服費） | 医療費自己負担額 | 食事療養費標準負担額 | 住宅費    |
|----------|-----------|----------|------------|--------|
| 23,150   | 22,700    | 81,000   | 23,400     | 45,000 |

「国保特例高額療養費該当」のみ適用した場合

特例措置適用後の最低生活費149,650円 > 収入認定額146,000円 保護要

| 入院患者日用品費 | 一時扶助（被服費） | 医療費自己負担額 | 食事療養費標準負担額 | 住宅費    |
|----------|-----------|----------|------------|--------|
| 23,150   | 22,700    | 35,400   | 23,400     | 45,000 |

「国保特例高額療養費該当」及び「国保特例標準負担額減額該当」を適用した場合

特例措置適用後の最低生活費145,150円 < 収入認定額146,000円 保護否

| 入院患者日用品費 | 一時扶助（被服費） | 医療費自己負担限度額 | 食事療養費標準負担額 | 住宅費    |
|----------|-----------|------------|------------|--------|
| 23,150   | 22,700    | 35,400     | 18,900     | 45,000 |

福祉事務所における手続

保護の申請を却下し、保護申請却下通知書の決定理由欄に「国保特例高額療養費該当」「国保特例標準負担額該当」と記載し、本人に交付の上、保険者に対して減額措置の申請を行うよう教示する。

【高齢者の取扱いについて】

70歳以上の者に係る高額療養費及び老人医療の高額医療費の算定に用いる世帯負担限度額については、その者の状態に応じ、2段階の減額措置が設けられているので、注意を要する。

以下は単身世帯の事例（一時扶助（被服費・おむつ代基準限度額）を含む場合）  
なお、詳細は各区市町村の所管窓口で確認のこと。

※医療自己負担限度区分が低所得者Ⅱ（住民税非課税）の場合

| 入院患者日用品費 | 一時扶助（被服費） | 医療費自己負担額   | 食事療養費標準負担額 |
|----------|-----------|------------|------------|
| 23,150   | 22,700    | 24,600（注1） | 18,900（注1） |

最低生活費 89,350円（住宅扶助費を除く）

（注1）「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅱ）」による減額を受ける場合

※医療費自己負担限度区分が低所得者Ⅰ（住民税非課税）の場合

| 入院患者日用品費 | 一時扶助（被服費） | 医療費自己負担額   | 食事療養費標準負担額 |
|----------|-----------|------------|------------|
| 23,150   | 22,700    | 15,000（注2） | 9,000（注2）  |

最低生活費69,850円（住宅扶助費を除く）

（注2）「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅰ）」による減額を受ける場合

（注）低所得者Ⅰ・Ⅱの区分は、収入額によるので別途確認のこと。

（参照） 平成18年9月29日付社援保第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

(問 8 - 10-2) 入院時生活療養費の特例措置の取扱い

入院時生活療養費の特例措置の取扱いの対象となる者及びその手続きについて示されたい。

「健康保険法等の一部を改正する法律」等が、平成 18 年 10 月 1 日から一部施行されたことにより、医療保険が適用される療養病床に入院する 70 歳以上の者のうち、難病等の入院医療の必要性が高い患者以外の者について「入院時生活療養費（介護保険と同水準の食費及び居住費の負担）」が求められることとなった。

これに伴い、生活保護法にいう要保護者ではあるが、高額医療費及び入院時生活療養費標準負担額の低所得者の特例が適用されることで保護を必要としない状態に至る者については、特例措置の申請手続きを前提に保護申請の却下又は保護を廃止することになる。

特例措置の具体例

72 歳単身の国保加入者で、世帯の収入が老齢基礎年金（介護保険料控除後）月額 85,000 円のみである場合  
（アパート等家賃無し、入院後 1 ヶ月経過、おむつ使用有りの事例）

要否判定

医療費自己負担限度区分が低所得者Ⅱの場合

特例措置適用前の最低生活費 98,950 円 > 収入認定額 85,000 円 保護要

| 入院患者日用品費 | 一時扶助（被服費） | 医療費自己負担額    | 生活療養費標準負担額  |
|----------|-----------|-------------|-------------|
| 23,150   | 22,700    | 24,600（注 1） | 28,500（注 1） |

（注 1）「限度額適用・食事療養費標準負担額減額認定該当（Ⅱ）」による減額を受ける場合

医療費自己負担限度区分が低所得者Ⅰの場合

特例措置適用後の最低生活費 82,150 円 < 収入認定額 85,000 円 保護否

| 入院患者日用品費 | 一時扶助（被服費） | 医療費自己負担額    | 生活療養費標準負担額  |
|----------|-----------|-------------|-------------|
| 23,150   | 22,700    | 15,000（注 2） | 21,300（注 2） |

（注 2）「限度額適用・食事療養費標準負担額減額認定該当（Ⅰ）」による減額を受ける場合

※ 低所得者Ⅰ・Ⅱの区分は、収入額によるので別途確認のこと。

福祉事務所における手続

保護の申請を却下し、保護申請却下通知書の決定理由欄に、区分に従い「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅱ）」又は「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅰ）」と記載し、本人に交付の上、要保護者の加入する医療保険の保険者に対して減額措置の申請を行うよう教示する。

※ 平成18年9月29日付社援保発第0929001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知  
を参照のこと。

22  
=

20

(問 8-11) 介護老人福祉施設入所者の要否判定と境界層該当証明

介護老人福祉施設入所者から申請があった場合の要否判定と境界層該当証明の方法について、具体的に示されたい。

介護保険制度において、給付減額措置の解除及び居住費・滞在費の利用者負担限度額、食事負担額、高額サービス費及び介護保険料について、**低所得者基準を適用すれば生活保護を必要としない者**（境界層該当者）に対しては、当該低い額を順次に適用する。

福祉事務所長は、保護の申請却下又は廃止に当たって境界層該当者に対し、境界層該当証明書及び添付書類を交付し、保険者に対する負担限度額認定申請の際に当該証明書等を添えるよう教示する。

境界層措置は「給付減額等の措置解除」→「居住費（滞在費）負担限度額の減額」→「食費負担限度額の減額」→「利用者負担上限額の減額」→「介護保険料の減額」の順に行われる。

境界層該当証明は保護申請、廃止時点での収入と実需要（利用サービス、入所居室等）に基づくため、特に有効期間についての定めはないが、収入やサービス利用状況が変われば無効となり、新たな申請により再度証明を行なう必要がある。

境界層措置による減額は、保護申請却下（廃止）月の初日から適用が開始され、介護保険料の減額はその年度の3月末まで、高額介護サービス費に係る利用者負担上限額はその年度の翌年6月末まで継続される。食費・居住費（滞在費）の負担限度額はその適用開始月から直近の6月末までとなる。翌年度以降の境界層適用者への変更手続きの勧奨及び時期については、保険者と連絡をとっておく必要がある。

〔具体例〕 70歳単身 介護老人福祉施設入所者（多床室）からの保護申請

老齢基礎年金（介護保険料控除前）月額 67,000円

（介護保険料）月額 3,500円\*

国民健康保険料 月額 980円\*

\*額は区市町村により異なる

手持ち金無し、介護報酬の給付減額等無し

（多額の手持ち金があり実需要額に基づく要否判定上、否になる場合は境界層措置の対象外）

**要否判定**

\*介護施設入所者については、おむつ代は介護保険の報酬に含まれているため、被服費の一時扶助の対象外であり、要否判定に用いないこと。

\*境界層該当証明での医療費は、実需要から高額療養費自己負担限度額まで

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 介護施設入所者基本生活費 | 9,890円                  |
| 介護施設入所者加算    | 9,890円                  |
| 介護保険料加算      | 2,000円・・・生活保護での基準 第1段階  |
| 居住費負担限度額     | 0円・・・生活保護での自己負担限度額      |
| 食費負担限度額      | 9,000円・・・生活保護での自己負担限度額  |
| 施設介護費利用者負担   | 15,000円・・・生活保護での自己負担限度額 |
| 国民健康保険料      | 980円                    |
| 外来医療費        | 8,000円・・・高額療養費自己負担限度額   |
| 計            | 54,760円 < 67,000円・・・保護否 |

22  
—  
20

実需要額（本来適用となる利用者負担）に基づく要否判定

|              |              |                      |
|--------------|--------------|----------------------|
| 介護施設入所者基本生活費 | 9, 8 9 0 円   |                      |
| 介護施設入所者加算    | 9, 8 9 0 円   |                      |
| 居住費負担限度額     | 9, 6 0 0 円   | (3 2 0 円×3 0 日) ※1   |
| 食費負担限度額      | 1 9, 5 0 0 円 | (6 5 0 円×3 0 日) ※2   |
| 施設介護費利用者負担   | 2 4, 6 0 0 円 | 高額介護サービス費利用者負担上限額※3  |
| 介護保険料        | 3, 5 0 0 円   |                      |
| 国民健康保険料      | 9 8 0 円      |                      |
| 外来医療費        | 8, 0 0 0 円   | ・・・高額療養費自己負担限度額      |
| 計            | 8 5, 9 6 0 円 | > 6 7, 0 0 0 円・・・保護要 |

※1, 2, 3に示した額は住民税非課税(第3段階)の場合の額(境界層該当による減額前)

境界層該当証明

- ・ 8 5, 9 6 0 円－6 7, 0 0 0 円＝1 8, 9 6 0 円  
「境界層該当証明書」の「保護を要しない理由」欄は、  
「境界層該当措置による 1 8, 9 6 0 円 以上の減額を受けることにより、保護を要しないため。」と記載する。
- ・ 減額される自己負担額  
居住費負担限度額 9, 6 0 0 円－0 円＝9, 6 0 0 円  
(0 円 第1段階へ減額適用)  
食費負担限度額 1 9, 5 0 0 円－9, 0 0 0 円＝1 0, 5 0 0 円  
(3 0 0 円×3 0 日 第1段階へ減額適用)  
「境界層該当証明書」の「添付書類」表中(2)の「減額される自己負担(月額)」欄に「9, 6 0 0 円」及び(3)の欄に「1 0, 5 0 0 円」と記載する。  
「減額される自己負担(月額)合計」に「2 0, 1 0 0 円」と記載する。

平成17年9月21日付社援保第0921001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知  
(改正 平成18年3月31日 社援保発第0331002号)  
「境界層該当者の取扱いについて」

※境界層該当証明の詳細については「介護扶助実施の手引き」（東京都版）の境界層該当証明の章を参照のこと  
(注) 介護扶助と介護保険給付の費用関係（H17.10月介護保険法改正）については、「参考資料17」を参照のこと。

22  
20

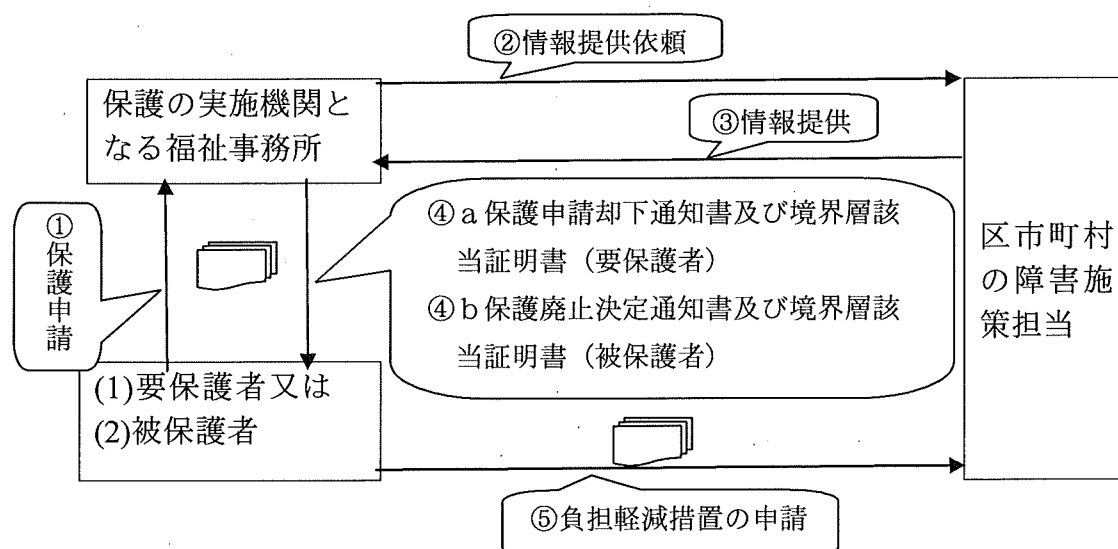
(問 8 - 11-2) 障害者施設入所者の要否判定と境界層該当証明

障害者施設入所者から申請があった場合等の要否判定と境界層該当証明の方法について、具体的に示されたい。

1 要否判定及び境界層該当証明の手順

境界層対象者に対する負担軽減措置を受けようとする障害福祉サービス利用者、自立支援医療利用者、補装具利用者から生活保護の申請があった場合等において、福祉事務所は市区町村又は都道府県の障害部局に対し、①障害福祉サービス利用者に係る負担上限月額、②入所施設利用者に係る食費等実費負担額、③自立支援医療利用者に係る概算医療費額及び④補装具利用者に係る負担上限月額についての情報提供を求める。

障害者自立支援法において、上記①から④について低所得者基準を適用すれば生活保護を必要としない者（境界層該当者）に対しては、当該低い額を順次に適用する。



境界層措置は

- ①「障害福祉サービス利用者負担額の減額」
  - ↓
  - ②「入所施設利用者食費等実費負担額の減額」
  - ↓
  - ③「医療保険等負担額の減額」
  - ↓
  - ④「自立支援医療負担額の減額」
  - ↓
  - ⑤「補装具負担額の減額」
- の順に行われる。



22  
=

20

保護を要さないために必要となる減免額が0円以下になるまで、表1にある順番で負担上限月額及び食費等の実費負担額を減額する。ただし、医療型障害児施設利用者については、表2又は表3にある順番で負担上限月額及び食費等の実費負担額を減額することに留意する。

福祉事務所長は、保護の申請却下又は廃止に当たって境界層対象者に対し、境界層対象者証明書を交付し、区市町村の障害施策担当に対する負担軽減措置の申請の際に当該証明書を添えるよう教示する。

表1 境界層措置の適用順位

|                                       |
|---------------------------------------|
| ① 障害福祉サービス利用者に係る負担額の減額                |
| 24,600円 ⇒15,000円 ⇒0円                  |
| ② 入所施設利用者に係る食費等実費負担額の減額               |
| 保護を要しなくなるまで減額                         |
| (20歳以上の場合) 0円                         |
| (18～19歳の場合) 10,000円、(18歳未満の場合) 1,000円 |
| ③ 医療保険等に係る自己負担額の減額                    |
| 35,400円                               |
| ④ 自立支援医療に係る負担額の減額                     |
| 5,000円 ⇒2,500円 ⇒0円                    |
| ⑤ 自立支援医療に係る食費実費負担額の減額                 |
| 0円                                    |
| ⑥ 補装具に係る負担額の減額                        |
| 24,600円 ⇒15,000円 ⇒0円                  |

表2 境界層措置の適用順位（医療型障害児施設利用者の場合：20歳以上の場合）

|                        |
|------------------------|
| ① 医療保険等に係る負担額の減額       |
| 35,400円                |
| ② 自立支援医療に係る負担額の減額      |
| 5,000円 ⇒2,500円 ⇒0円     |
| ③ 自立支援医療に係る食費実費負担額の減額  |
| 0円                     |
| ④ 障害児施設支援に係る医療部分負担額の減額 |
| 24,600円 ⇒15,000円 ⇒0円   |
| ⑤ 障害児施設支援に係る福祉部分負担額の減額 |
| 24,600円 ⇒15,000円 ⇒0円   |
| ⑥ 食費の実費負担額の減額          |
| 14,880円⇒0円             |
| ⑦ 補装具負担額の減額            |
| 24,600円 ⇒15,000円 ⇒0円   |

22  
20

表3 境界層措置の適用順位（医療型障害児施設利用者の場合：20歳未満の場合）

|   |                      |                                                                              |
|---|----------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 医療保険等に係る負担額の減額       | 35,400円                                                                      |
| ② | 自立支援医療に係る負担額の減額      | 5,000円 ⇒2,500円 ⇒0円                                                           |
| ③ | 自立支援医療に係る食費実費負担額の減額  | 0円                                                                           |
| ④ | 食費の実費負担額の減額          | 14,880円⇒0円                                                                   |
| ⑤ | 障害児施設支援に係る医療部分負担額の減額 | (18～19歳の場合) 24,600円 ⇒15,000円 ⇒10,000円<br>(18歳未満の場合) 24,600円 ⇒15,000円 ⇒1,000円 |
| ⑥ | 障害児施設支援に係る福祉部分負担額の減額 | 24,600円 ⇒15,000円 ⇒0円                                                         |
| ⑦ | 補装具負担額の減額            | 24,600円 ⇒15,000円 ⇒0円                                                         |

### 3 要否判定の具体例

- (1) 35歳单身 内部障害者更生施設入所者からの保護申請  
障害基礎年金2級 月額66,008円  
手持ち金なし

#### 実需要額（市町村民税非課税世帯の利用者負担）に基づく要否判定

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 入院患者日用品費      | 23,150円                 |
| 障害者加算         | 14,890円                 |
| 障害福祉サービス利用者負担 | 0円                      |
| 食費等の実費負担額     | 41,008円                 |
| 外来医療費         | 0円 *心身障害者医療費助成対象の場合（例示） |
| 計             | 79,048円＞66,008円         |
|               | ..... 保護要               |

保護を要さないために必要となる減免額が0円以下になるまで、食費等の実費負担額を減額する。

22  
=

20

**要否判定**

|               |         |                      |
|---------------|---------|----------------------|
| 入院患者日用品費      | 23,150円 |                      |
| 障害者加算         | 14,890円 |                      |
| 障害福祉サービス利用者負担 | 0円      |                      |
| 食費等の実費負担額     | 27,968円 | (保護否になるまで減額)         |
| 外来医療費         | 0円      | *心身障害者医療費助成対象の場合(例示) |
| 計             | 66,008円 | ≤ 66,008円            |
|               |         | ..... 保護否            |

**境界層該当証明**

- ・「境界層該当証明書」の「保護を要しない理由」欄は、「障害福祉サービスの定率負担減額相当」であるため、負担上限月額を0円にするとともに「補足給付特例対象」であるので、食費等の実費負担額を27,968円に軽減することによって、保護を要しないため。  
(軽減額を記載)

なお、当該世帯に係る収入認定額は66,008円、最低生活費は66,008円である。」

- (2) 20歳単身 重症心身障害児施設入所者からの保護申請  
障害基礎年金2級 月額66,008円  
手持ち金なし

**実需要額(市町村民税非課税世帯の利用者負担)に基づく要否判定**

|                |         |                      |
|----------------|---------|----------------------|
| 入院患者日用品費       | 23,150円 |                      |
| 障害者加算          | 14,890円 |                      |
| 障害児施設支援医療部分負担額 | 11,120円 |                      |
| 障害児施設支援福祉部分負担額 | 15,000円 |                      |
| 食費等の実費負担額      | 14,880円 |                      |
| 外来医療費          | 0円      | *心身障害者医療費助成対象の場合(例示) |
| 計              | 79,040円 | > 66,008円            |
|                |         | ..... 保護要            |

保護を要さないために必要となる減免額が0円以下になるまで、食費等の実費負担額を減額する。

22  
=

20

**要否判定**

|                |         |                      |
|----------------|---------|----------------------|
| 入院患者日用品費       | 23,150円 |                      |
| 障害者加算          | 14,890円 |                      |
| 障害児施設支援医療部分負担額 | 0円      |                      |
| 障害児施設支援福祉部分負担額 | 0円      |                      |
| 食費等の実費負担額      | 14,880円 |                      |
| 外来医療費          | 0円      | *心身障害者医療費助成対象の場合（例示） |
| 計              | 52,920円 | < 66,008円            |
|                |         | ..... 保護否            |

**境界層該当証明**

- ・「境界層該当証明書」の「保護を要しない理由」欄は、  
「障害児施設支援定率負担（医療及び福祉）減額相当」（「療養介護定率負担（医療及び福祉）減額相当」であるため、医療に係る負担上限月額を0円にするとともに、福祉に係る負担上限月額を0円に減額することにより、保護を要しないため。

平成18年3月31日付社援保発第0331007号厚生省社会・援護局保護課長通知「障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて」（平成18年10月1日一部改正）

(問 8 - 12) 移管ケースの取扱い

被保護者が所管区域外に転出することになり、転出後も引き続き要保護状態にあると認められるときは、保護の実施機関はどのような処理を行うべきか。

被保護者の居住地が移転し、引き続き要保護状態にあると認められる場合は、保護の空白が生じないように、実施機関相互の連絡を的確に行う必要がある。これは、転居費用を一時扶助するか否かにかかわらず、住居の移転後に保護を必要とする状態か否かで判断する。

その際、新たな保護の実施機関は、処遇内容や独自の基準等を理由として移管を受けないというようなことがあってはならない。

なお、従前の保護の実施機関が保護を廃止した日と、新たな保護の実施機関に対して保護を申請した日との間に空白を生じた場合は、その空白が実施機関の責に帰すべき事由によるものであり、かつ、空白の期間中要保護状態が続いていたと認められるときは、新たな保護の実施機関は、当該期間の始期から保護を開始しなくてはならない。

従前の保護の実施機関は、以下の処理を行う。

- 1 あらかじめ、被保護者に対し、新たな保護の実施機関あて保護を申請すべき旨の指導を行う。
- 2 新たな保護の実施機関に連絡し、その者に対する保護の空白が生じないことを確認した上、保護を廃止する。  
この場合、十分な時間的余裕をもって移管先の実施機関に連絡を行うよう留意する。  
また、被保護世帯の手持ち金の状況にも注意を払い、移管後の保護費の支給までの生活に支障がないよう配慮する。
- 3 保護廃止決定についての通知書の写し、その他の関係書類を添えて、新たな保護の実施機関あて移管通知を行う。なお、被保護者転出通知書には、保護の決定実施上必要な世帯台帳、保護決定調書、ケース記録の写しを添付する。

【移管時における実施機関相互の連絡事項】

- ①従前の実施機関は、被保護者の転居先が決定した段階で、速やかに新たな実施機関に連絡する。なお、連絡を受けた新たな実施機関は、従前の実施機関の処遇内容を理由に移管の適否の判断を行わないこと

＊住宅扶助費の地域事情等の関係から、単身世帯に1. 3倍額の適用を行う場合、転居先の実施機関に適用の有無の確認が必要なときは、契約前に確認を行うこと

- ②転居時期及び保護廃止日の確認
- ③保護費の算定及び所持金の取扱いに関する調整
- ④転居確認及び一時扶助（転宅費用）の精算事務に関する調整
- ⑤その他一時扶助（家具什器費、布団代等）支給の有無の確認
- ⑥返還金及び継続指導を要する事項についての連絡
- ⑦他法他施策利用にあたっての事務手続きの確認
- ⑧被保護者転出通知書等の送付

なお、東京都女性相談センター等を退所した者については、特例的な取扱いをおこなうこととなっているので留意する。（問8-25参照）

【「移管」についての留意事項】

生活保護法（以下「法」という。）における保護の実施責任の消滅による保護の廃止については、法において特に規定するところがない。この意味での廃止は、法第19条第1項又は同条第2項の規定に基づいておのずから行われるべきものであって、法第26条第1項に基づく通常の廃止とは異なり、要保護状態の消滅を前提としない廃止である。すなわち、これは、保護の実体的な廃止でなく、いわば手続的な廃止であって、この廃止は、居住関係の変動について事実確認に基づくとともに、新たな保護の実施機関への連絡等の措置を伴うものとされている。

したがって、被保護者が保護の実施機関の所管区域外に転出し、かつ、転出後においても引き続き要保護状態にあるものと認められる場合には、従前の保護の実施機関は、あらかじめ被保護者に対し新たな保護の実施機関に申請すべき旨の指導を行うとともに、新たな保護の実施機関に連絡を行って、その者に対する保護に空白が生じないことを確認したうえで、保護を廃止し、当該決定についての通知書の写その他の関係書類を添えて、新たな保護の実施機関に移管を通知する必要がある。

(問 8－13) 移管ケースの手持ち金

被保護者が所管区域内に転入してきたため、保護申請書等必要な書類の提出を求めたところ、資産申告書の現金及び預貯金の欄には、当該世帯の保護の基準を上回る金額が記載されていた。

このため、保護適用の必要がないものとして、当面、保護の開始をしないこととしてよいか。

被保護者が住居の移転等により移管された場合、新たに実施責任を負う実施機関では、新規開始ケースと同様に申請書による申請を受理することとなる。

しかしながら、移管ケースは、本来の新規開始ケースとは異なり、要保護状態が継続している中での実施機関の変更に過ぎないため、保護の適用上は継続ケースとして位置づけられるものである。

したがって、移管による新たな実施機関における保護開始の時点で、当該世帯が現金及び預貯金を保有している場合でも、継続ケースが保有している現金及び預貯金の取扱いと同等の観点（判断基準）から、これに対処すべきである。

つまり、保有している現金及び預貯金の額が、世帯の保護の基準を上回っている事実のみで、保護の必要がないものと判断することは適当でない。保護受給中の世帯が、月々のやり繰りや耐久消費財の購入のために一定の預貯金等を保有することは認められており、こうした生活態度は、むしろ、世帯の生計維持の観点からも望ましいと考えるべきである。

よって、当該預貯金等の額及びその原資となった費用についても確認を求めるとともに、将来の費消の目的、現在の生活需要の状況（過去に最低生活を下回る程度に需要を抑えた生活が続いていたならば、本来の生活需要にあてるように助言指導を行なう）を総合的に勘案したうえで、保有容認すべき資産であるか、資力として認定し活用を求めるべき資産であるかについて判断すべきである。この際、移管前に保有を容認し得るものとして認定したであろう額については、移管の前後で世帯に特段の状況の変化がない限り資力として評価することは適当でない。

ただし、移管を受けた実施機関は、その時点で当該世帯の保護の受給要件をあらためて確認・把握しなければならないことは言うまでもない。

(参照)

課長問答第7の9「他管内からの被保護者の転入」

運用事例集

問3－9 「保護受給中の預貯金の取扱い」

問8－34 「累積金の取り扱い」

問11－8 「法第63条による返還対象額の算定（7）  
・（二つの実施機関にまたがる返還金）」

問11－13 「ケース移管と法第80条免除」

(問 8 - 14) **保護施設入所事務の取扱い**

被保護者を保護施設（救護施設・更生施設・宿所提供施設）に入所させる場合の事務処理の方法について、示されたい。

保護の実施機関が、被保護者を生活保護法による保護施設（法第 38 条に規定する保護施設）に入所させて保護を行なう場合は、次に示すところによる（医療保護施設を除く。）。

1 特別区人事・厚生事務組合が設置する施設（更生施設及び宿所提供施設）

(1) 更生施設の利用について

- ① 特別区人事・厚生事務組合厚生部業務課の設置するバックアップセンターに各区ごとに更生施設利用申込書を交換便により送付する。ただし、個人情報に配慮した形でFAXによっても受付ける。
- ② バックアップセンターは更生施設利用者登録名簿を作成し、所管更生施設の空き状況等に応じて利用可能施設を各福祉事務所に通知する。
- ③ 所管更生施設への入所日は、福祉事務所が当該施設と日程を調整して行う。
- ④ 入所に当たっては、当該施設長あて入所依頼書に検診書（下記 3 の（6））を添付して入所依頼し、地区担当員が同行して入所させる。

(2) 宿所提供施設の利用について

- ① バックアップセンターに宿所提供施設の空き状況等利用の可否について照会し、回答を得る。
- ② バックアップセンターが利用の可否を決定し、可の場合、入所日等を調整する。
- ③ 宿所提供施設に入所依頼書・利用者調査票及び検診書（下記 3 の（6））を送付する。
- ④ 入所決定後、宿所提供施設は入所決定通知書を福祉事務所に送付する。

2 特別区人事・厚生事務組合が設置する施設以外の施設

保護の実施機関は、必ず、事前に各施設に電話等で連絡を取り入所手続きについて確認すること。また、入所面接及び入・退所の際には、原則として地区担当員が被保護者に同行すること。

(1) 救護施設（「救世軍自省館」を除く。）に入所させる場合

- ① 入所申込時には、入所調査票、保護決定通知書（写）、検診書及び病院長の意見書等（施設の指定する書類）を提出すること。  
※医療機関から入所となる場合を除き、病状について参考となる書類として医療要否意見書（写）等と検診書が必要となる。
- ② 入所時には、入所依頼書を提出すると共に、実施機関は対象者の生活歴・病歴・心身の状況等に関する正確な情報を施設に伝えるよう努めること。

(2) 組合（特人厚）が設置する以外の更生施設及び宿所提供施設に入所させる場合

(1) に準じて行う。

3 その他

- (1) 各施設間で措置替（入所施設の変更）を行う場合も、1 及び 2 に準じた処理を行う。



- (2) 他の実施機関の管内に所在する宿所提供施設に被保護者を入所させた場合は、保護の実施機関は、施設所在地の福祉事務所に移るので、直ちに被保護者の転出について新たな保護の実施機関への連絡等の措置（移管手続）をとること。
- ただし、緊急一時保護対象者の場合は扱いが異なるので(問2-22)を参照のこと。
- (3) 救護施設・更生施設の入所者については、入所後も入所依頼を行った福祉事務所が実施機関となる。
- (4) 保護の実施機関は、入所による保護を行っている被保護者について保護の変更を行った場合には、保護変更決定通知書（写）を添付して、当該入所保護施設長あてに通知する。
- (5) 救護施設入所者は介護保険の適用除外者として、市町村の介護保険担当部局への情報提供が必要となる。（平成12年3月28日付社援保第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
- (6) 施設入所の際の検診については、原則として、「保護施設等新規入所者に対する感染症予防について」（平成14年12月25日付14福生保第986号東京都福祉局長通知）の規定によること。

#### 通知の要旨

新たに要保護者（ただし、病院等から直接施設に入所する者及び施設相互間の措置換えをする者を除く。）を保護施設（救護施設及び更生施設）に入所させるときには、生活保護法第28条に基づく検診命令により、医療機関等において以下の検査を実施する。

また、社会福祉法第2種社会福祉事業の宿泊施設を利用する要保護者についても、原則として1の結核検診を入所時入所前若しくは入所後1週間以内）に検診命令により実施する。

##### 1 結核について

胸部レントゲン検査（10cm×10cm）を対象者全員に対して実施する。痰に血液が混じるなど結核感染が疑われる場合は、喀痰検査を行う。

なお、胸部レントゲン検査撮影については「直接撮影」が望ましい。

##### 2 感染性下痢症について

下痢症状がある場合は医療機関を受診させ、医師が必要と判断した場合には、便培養により検査（一般細菌及び腸管出血性大腸菌（O157等））を行い、必要な治療を行った後に入所させる。

- 4 特別区人事・厚生事務組合の設置する宿泊所（第2種社会福祉事業）の利用について  
特別区人事・厚生事務組合の設置する保護施設と同様に、福祉事務所の長を経由して、バックアップセンターに申し込む。

(問8-15) 救護施設「救世軍自省館」への入所事務の取扱い

アルコール依存症の被保護者を、救護施設「救世軍自省館」に入所させる場合の事務処理について、示されたい。

1 施設の性格及び目的

「救世軍自省館」は、アルコール依存症者に生活の場を提供し、その全人的疾病からの回復援助を行うとともに、個別支援計画に基づく自立支援・生活支援を行っている。

2 入所対象者

地域生活が困難なアルコール依存症者で、合併する精神疾患等があっても施設生活が可能な者。

3 入所の手続

(1) 施設に連絡をして、「入所面接資料（施設指定様式）」等の入所関係資料の送付を依頼する。

(2) 「入所面接資料」に必要事項を記入して施設に送付する。

(3) 入所面接の順番が近づくと施設から連絡が入るので、入所面接日までに「医師紹介状（施設指定様式）」、「精神疾患入院要否意見書（写）」、「検診書」を施設に送付する。

「検診書」の送付対象者及び検査項目は、(問8-14)と同じなので参照のこと。

(4) 入所面接に際して、入所の適否については十分に、また4(1)については可能な限り施設と協議する。

(5) 入所が可能になると施設から連絡があるので、入所時には「入所依頼書」と「保護決定(変更)通知書」を持参する。

※入所面接及び入・退所時には、必ず地区担当員が被保護者に同行すること。

4 その他

(1) 被保護者の入所期間は、個別支援計画に基づいて設定される。したがって、入所依頼は、施設の個別支援計画に対して必要な情報提供を行うと共に、退所後の措置又は処遇方針等について、あらかじめ十分検討し、施設と相談した上で行うこと。

(2) 被保護者が施設における保護の目的を達成したため、退所の措置をとるときは、施設と十分協議の上、退所後の処遇等について適切な措置をとること。

(3) 被保護者が任意に施設を退所したときは、施設等と協力して、その所在の確認に努め適切な措置をとること。単に、任意退所した事実をもって、安易に保護の廃止等の措置をとることのないように厳に注意すること。

(問 8 - 16) 保護施設事務費等の収入充当順位

保護施設に入所している被保護者に収入がある場合、その収入充当順位はどうか。

保護施設事務費及び委託事務費の収入充当順位は、原則として、次官通知第 8 の各種扶助費の後順位である。

しかし、最低生活費を超える収入があるため、本人支払額がある被保護者について、医療扶助、生業扶助及びその他の一時扶助が必要となった場合は、当面、保護施設事務費の額に達するまで保護施設事務費本人払いとし、なお、残余がある場合に医療扶助、生業扶助及びその他の一時扶助の本人支払額として差し支えない。

[具体例] (救護施設の場合)

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 収入充当額    | 150,000 円 (収入認定額・例示) |
| 入所保護施設基準 | 64,240 円 (H17年度基準額)  |
| 障害者加算    | 22,340 円 (H17年度基準額)  |
| 保護施設事務費  | 60,000 円 (例示額)       |
| 医療扶助額    | 30,000 円 (例示額)       |
| 移送費      | 850 円 (例示額)          |

| 収入充当順位と保護費額              |         | 収入充当・<br>本人支払額 | 保護費支給額 |
|--------------------------|---------|----------------|--------|
| 最低生活費<br>(入所保護施設基準＋各種加算) | 86,580  | 86,580         |        |
| 保護施設事務費                  | 60,000  | 60,000         |        |
| 医療扶助                     | 30,000  | 3,420          | 26,580 |
| 生業扶助                     |         |                |        |
| その他の一時扶助                 | 850     |                | 850    |
| 合 計                      | 177,430 | 150,000        | 27,430 |

(問 8 - 17) 月の中途での保護施設入退所の場合の保護費等の取扱い

被保護者が月の中途で保護施設に入退所した場合の、保護費等の取扱いについて示されたい。

- 1 居宅又は入院により保護を受けていた者が、月の中途で保護施設に入所した場合、入所分の保護費は、入所前のその月分の保護費全額が既に支払われているか否かにかかわらず、日割り計算により算定した入所保護費（入所日から月末までの分）について、（財）東京都高齢者研究・福祉振興財団を通じて施設の長に交付する。  
なお、この結果、被保護者に当月分の保護費について過払いが生じた場合は、地方自治法施行令第 159 条による戻入措置をとるか、それが困難な場合には、事情に応じて法第 80 条による免除措置について検討する。
- 2 月の中途入所者であって、入所月において収入充当額が最低生活費を超える者については、当該月の保護を停止することを原則的な取扱いとする。
- 3 月の中途退所者であって、最低生活費（入所基準生活費と居宅基準生活費について、それぞれ日割り計算して得た額の合計額）を超える収入がある者については、当月分の保護施設事務費の範囲内で本人支払額を生じるものである。
- 4 月の中途退所と同時に保護が廃止となる場合は、入所期間に応じて最低生活費（入所基準生活費）と収入認定額を日割り計算する。3 とは異なり、収入は退所後の生活にも充てられるので日割り計算を要する。

(問 8-18) 保護施設等の入所者が短期入院した場合の保護施設事務費

保護施設に入所中の者が入院した場合、保護施設事務費はどのように認定すればよいか。

保護施設の入所者が入院した場合において、次の各号の全てに該当する時は、入院期間中であっても、3か月以内に限り保護施設事務費を支出して差し支えない。

1 対象

- (1) 入院直前まで生活扶助を受けていた者であって、現に法による医療扶助を受けて入院している者
- (2) 入院見込み期間が3か月以内であり、疾病の治癒した場合、入院前に入所していた保護施設に再び入所する以外まったく他の道がない者

2 入院見込み期間の判断

入院後3か月以内に確実に退院できる見込みがある旨の医師の意見（医療要否意見書でも可）により判断する。

3 保護施設事務費上の入院期間の算定

入院日の属する月の翌月から起算して3か月以内とし、月を単位として算定する。

4 入院に伴う保護の変更決定の取扱い

- (1) 収入充当額が最低生活費を超える場合、その超える額を保護施設事務費本人支払額として、当該被保護者が施設に直接支払うものとする。
- (2) 収入充当額が最低生活費以下の場合又は収入がまったくない場合には、その差額又は最低生活費を扶助支給額として決定し、実施機関が当該被保護者に直接交付するものである。

5 計算方法の具体例（救護施設の場合）

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 入所保護施設基準 | 64,240円（H18年度基準額）                 |
| 障害者加算    | 22,340円（同 上）                      |
| 入院患者日用品費 | 23,150円（同 上）                      |
| 収入充当額    | 82,508円（H18年度障害基礎年金1級相当額）         |
| 保護施設事務費  | 208,405円（H17年度都内救護施設事務費支弁基準額の平均額） |

※ 救護施設入所中は、重度障害者加算が計上されないが、入院（法令命令入院を除く）の期間は、入院日用品費の計上と併せて、重度障害者加算の対象者に日割計上できる。  
以下の事例は、重度障害加算の対象とならない者の場合の事例として示している。

例1 入院が10月10日、退院が10月25日（施設17日、入院16日）の場合

10月分

入所基準+入院基準

$$64,240 \times \frac{17}{30} + 23,150 \times \frac{16}{30} + 22,340 = 71,089$$

収入充当額 82,508

保護施設事務費本人支払額

$$82,508 - 71,089 = 11,419$$

保護施設事務費

$$208,405 - 11,419 = 196,986$$

例2 入院が8月10日、退院が10月 5日の場合

8月分 （施設10日、入院22日）

入所基準+入院基準

$$64,240 \times \frac{10}{30} + 23,150 \times \frac{22}{30} + 22,340 = 60,729$$

収入充当額 82,508

保護施設事務費本人支払額

$$82,508 - 60,729 = 21,779$$

保護施設事務費

$$208,405 - 21,779 = 186,626$$

9月分 （入院30日）

入院基準

$$23,150 + 22,340 = 45,490$$

収入充当額 82,508

保護施設事務費本人支払額

$$82,508 - 45,490 = 37,018$$

保護施設事務費

$$208,405 - 37,018 = 171,387$$

10月分 （施設27日、入院5日）

入所基準+入院基準

$$64,240 \times \frac{27}{30} + 23,150 \times \frac{5}{30} + 22,340 = 84,014$$

収入充当額 82,508

保護施設事務費本人支払額

$$84,014 - 82,508 = 1,506 \text{ (入院日用品費として本人へ支給)}$$

保護施設事務費

208,405

なお、障害者加算の施設分（東京都国民健康保険団体連合会経由で支給）と入院分（本人に支給）の振り分けは、問6-3を参照。

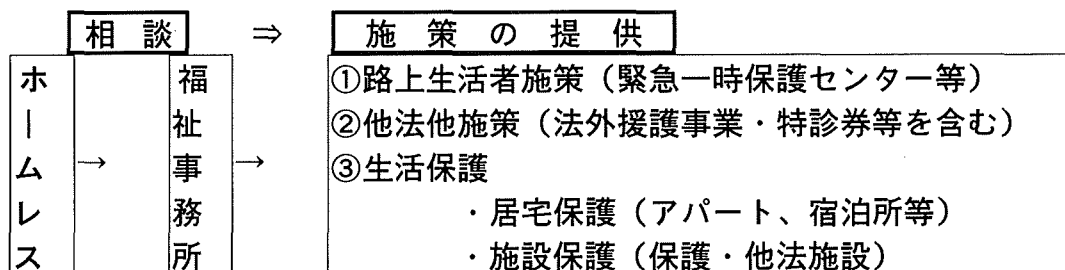
(問 8－19) 路上生活者に対する保護の適用

公園に寝泊まりしている、居住地のない者から保護の相談があった。  
面接の結果、資産・収入のないことが明らかで、保護を適用すべき状態にあると判断された。  
この者に対して、どのように保護を適用すべきか。

【保護の適用にあたっての基本的な考え方】

ホームレス状態にある者から相談を受ける時には、相談者の個別の状態に即して適切に対応することが求められる。つまり、面接相談時に聴取した相談内容を通じて、相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策（路上生活者施策、他法他施策、生活保護）について説明し、本人の意思を尊重しながら、最も適切な施策を選択して支援を行うことが大切である。

ホームレス状態にある者に対する生活保護の適用については、一般の要保護者と同様、保護を必要とする状態にある場合は、状況に即して保護を適用し、当該要保護者の個々の状況を踏まえた自立に向けた支援を行う必要がある。



生活保護を適用する場合には、日常生活を営む能力の程度と自立に向けた指導援助の必要性の程度をふまえ、本人の生活状況と利用できる社会資源の有無などを総合的に勘案し、実際に居宅生活が可能かどうかを判断する。その結果、居宅生活に移行することが可能と判断された場合には、必要とする福祉サービスの利用にも配慮しながら居宅化を進める。

（開始時において敷金等を必要とする場合は、局第6－4－（1）－キにより支給）。

また、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設において保護委託を行うことになるが、即時に保護施設の利用が困難な場合は、保護施設入所に至るまでの間、宿泊所等の利用可能な臨時的宿泊施設を用いて起居する場の確保をしなければならない。

所管区域内に宿泊所等がない実施機関にあっては、他管内にある宿泊所や簡易宿所（通称ドヤ）等を利用することになるが、この場合、当該待機期間中の保護の実施責任は宿泊手配をした保護の実施機関が実施責任を持つ（現在地保護の例による）。他管内の宿泊所や簡易宿所を利用しての保護はあくまで臨時的な措置であり、長期間の利用は行わない。

なお、簡易宿所利用に当たっては、簡易宿所所在地の福祉事務所に、被保護者の氏名、



保護の開始月日、簡易宿所の名称・所在地を連絡する。

また、宿泊所等の利用も不可能な場合には、現実問題として、保護の方法に困難が伴うが、居住地がないこと自体は保護申請の却下理由にはならない。したがって、可能な限り他の方法を講じることが必要である（例えば、サウナやカプセルホテル、旅館等を利用している場合であっても、そのことをもって保護の対象とならない理由にはあたらない）。例えば要保護者が単身者でなく家族の場合には、宿所提供施設での緊急一時保護事業も利用可能な施策の一つである。

いずれにしても、要保護状態にある者から保護の適用を求められた実施機関は、現実の諸条件の中で可能なあらゆる方策を講じて、保護適用の責任を果たすことが求められる。そのためにも、日常から、路上生活者等が相談来所した場合の対応に関して、あらかじめ入所できる施設を確保しておく等の検討と準備を組織的に行っておくことが重要である。

(問 8－20) 簡易宿所からの居宅移行について

簡易宿所を利用して保護を受けている者から、居宅生活の希望があった。  
所内での検討の結果、居宅における日常生活能力について、特に問題点はなく、  
また、実施機関からの指導指示に関しても、理解・応答のできる者であることが  
判った。  
この者に対する転居指導をどのようにすべきか。

前述(問 8－19)のとおり、生活保護の適用にあたっては、居宅移行時に必要な条件の整備にも配慮しながら、居宅生活が可能かどうかを判断のうえ、居宅生活に移行することが可能と判断された場合には居宅化を進めることになる。

簡易宿所の利用者についても、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設(救護施設、更生施設、宿所提供所)に委託するなどの方法により、保護を行うこととなるが、居宅生活が可能なる者については、当該世帯の自立助長を十分考慮したうえで、適当な居宅を選定させて、居宅による保護(居住地保護)を行う。この場合、保護の実施機関は被保護者の居住地を限定する権限を持たないことから、被保護者の援助方針に留意し、被保護者の転居希望先を尊重し決定すること。但し、簡易宿所所在地に集中しないよう留意する。

転居後の実施責任は居住地保護の例によるため、転居にともない移管が必要となる場合もあるが、その場合には、移管先の実施機関に事前に連絡したうえで、速やかに移管手続きを行うこととする。

なお、居宅移行により簡易宿所の利用が終了する際には、簡易宿所所在地の福祉事務所に被保護者の氏名、保護の開始及び廃止年月日、簡易宿所の名称・所在地を連絡すること。

(問8-20-2) 無料低額宿泊所からの居宅移行について

居住地のない者から保護の申請があり、直ちにアパート等を確保することが難しいため、無料低額宿泊所を利用して保護を開始し約1ヶ月が経過した。無料低額宿泊所は居宅生活へ移行するための一時的な場所であるため、この者に対する転居指導をどのようにすべきか。

1 安定した居宅生活への移行

無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）の利用に際しては、居宅基準により1類、2類等を計上しているが、一般的な居宅形態とは異なる。宿泊所は本来の居宅生活へ移行するための一時的な場所であり、アパート等への居宅化が自立助長の観点から望ましいため、宿泊所利用者については、アパート等への転居を促進する。

(1) 居宅生活移行の判断基準について

アパート等での生活を希望する者については、アパート等への転居を原則として進める。路上生活に至ったことのみをもって、居宅生活への移行が困難と判断せず、これまでの生活歴等を勘案の上、現在の金銭管理能力、生活維持能力などと併せて総合判断する。

また、障害・疾病・高齢化等の理由から本人一人の力では居宅生活が困難な場合も、在宅福祉施策等を利用して居宅生活が可能となる場合もあるので、社会資源の活用について必要な相談・援助を行う。

(2) 退所先の確保等

民間アパート等の退所先は被保護者本人が探す。なお、地域について保護の実施機関の管内とする等の限定条件は存在しない。

民間アパートの入居契約にあたっては保証人を求められることが一般的であり、保証人の確保が困難な場合は民間の保証制度の利用も検討の上、助言する。

都営住宅の利用を希望する者については、一般の空家募集のほか、「宿泊所等在寮者向割り当て制度」の活用を積極的に助言する。この制度は、年に2回施設を通じて募集がある。

(3) 一時扶助の支給

宿泊所からの退所に当たっては、課長問答・第4の30の6により敷金等を支給する。

民間保証制度の利用料、火災保険料等は一時扶助の対象外であるので、通常支給されている生活扶助費から捻出する必要があることを伝えて準備させる。

また、被保護者自立促進事業では、基本事業における「地域生活移行支援」中、「住宅契約関係費」としての火災保険料及び連帯保証費が支給対象となる場合もあるので活用を検討する。（参考資料23 参照）

宿泊所においては、宿泊所の備品の家具什器を使用することが一般的であるので、被服等身の回りの品以外所持していない場合は、一般居宅へ入居するに当たっては、家具什器費及び被服費（布団類）を支給し、生活費に必要な家具等を揃える。

## 2 適切な施設への移行

宿泊所入所者について、宿泊所、一般居宅においては適切な処遇が図れない場合は、本人の状況、意思に適合した施設（保護施設、介護施設、養護老人ホーム等他法福祉施設）への利用、入所転換を図る。

平成15年3月25日付14福生保第1402号福祉局生活福祉部長通知

(問8-20-3) ホームレス地域生活移行支援事業による借り上げ住居入居者に保護を適用する際の留意点

ホームレス地域生活移行支援事業による借り上げ住居入居者に保護を適用する際の留意点を示されたい。

ホームレス地域生活移行支援事業による借り上げ住居入居者が保護を要する状態に陥った場合には、通常の要保護者に対する場合と全く同様に保護を適用するものである（実施責任については問2-25参照）。

ホームレス地域生活移行支援事業による借り上げ住居は、2年の定期借家契約となっている。契約期間の終了を迎えると、引き続き地域生活移行支援事業の対象者として再契約を結ぶ者と、同事業の対象から外れる者との別れることになる。契約期間が終了する時点で生活保護を受給している者は、それ以降は地域生活移行支援事業の対象者とはならないので、同事業で定める居住費での再契約を結ぶことはできない。ただし、家主が引き続き居住することを認める場合は、新規に契約を結んで現住居に住み続けることができる（都営住宅を借り上げ住居として利用している者を除く）。その場合、新たに敷金等を必要とするが、課長問答第4の30の13に該当するものとして支給して差し支えない。なお、別の住居に転居する場合は通常の転居と同様に取り扱う。

また、これまで生活保護を受給していなかった者が地域生活移行支援事業の対象者として再契約を結んだ後に保護開始になった場合は、契約期間が終了するまで地域生活移行支援事業の対象者として、地域生活移行支援事業の居住費で住み続けることができる。なお、再契約後の契約期間は1年となっている。

(問8-21) 入院して保護を適用していた路上生活者が退院する場合の留意点

路上生活者が救急搬送され、入院したことを契機に生活保護を開始したが、疾病の治癒により退院することになった。退院後の処遇をどのようにしたらよいか。

退院後の処遇を検討する際には、入院に至るまでの状況や生活実態、病後の身体状況等を考慮する必要がある。引き続き保護が必要な状態であれば、必要な保護を行うことになる。また、保護を受けた者が再び路上生活に戻ることを防ぐよう配慮しなければならない。

退院後、引き続き通院の必要があるか、居宅生活は可能かなどを総合的に検討し、更生施設への入所や入所待機中の間についての宿泊所等の利用、あるいはアパートへの入居等、個々の状況に即した自立援助を行うべきである。実施機関・地区担当員が変わる場合は、退院前後の処遇を円滑に行うための配慮が求められる。入院中の実施責任を持つ実施機関は、退院前から移管先の実施機関と十分に連絡を取り、移管先の地区担当員との引き継ぎ等を丁寧に行う。

(問 8-22) 路上生活者対策事業を利用している場合の保護の適用

自立支援センターを利用している者から、医療扶助の申請があった。この場合の保護の適用について取扱いを示されたい。

緊急一時保護センター及び自立支援センター（以下センターという）は、自立のための援助が必要な路上生活者を一定期間（緊急一時保護センターは原則 1 か月間、自立支援センターは原則 2 か月間）、福祉事務所の承諾に基づいて入所させるものである。入所期間中の入所者については、都及び 23 区が共同で負担して必要な援護を行なうため、医療扶助（医療移送費を含む）を除いて生活保護を適用することはない。

相談から退所までの、福祉事務所の関わり方及び生活保護適用の考え方は以下のとおり。

1 利用の手続き

自区内に起居する路上生活者からセンター利用の相談があった場合、福祉事務所長は現況確認を行い、利用対象者として適当であると判断した場合には利用承諾を決定して、施設長に利用を連絡し、センターへ移送する。なお、その移送費は生活保護による支給はできない。

この相談及び助言は、生活保護法第 27 条の 2 において、要保護者に対して相談及び助言を行うことが、法的に位置付けられていることから、基本的には福祉事務所の面接 相談員及び地区担当員が行うこととなる。

2 生活保護の適用について

(1) センター利用者に対して、居室、食事、衣類、日用品費等が提供される。したがって、センター利用中は、医療扶助を除き原則として生活保護の適用は必要としない。

(2) センター利用中の医療費については、利用承諾した福祉事務所長が実施責任を負い、必ず要否判定を行った上で医療扶助を適用する。また、医療扶助により通院するに際して交通費が必要な場合は、医療移送費を支給する。その場合、センターが一時立て替えた後、利用者からの申請書を取りまとめ福祉事務所長に請求する。

(3) 入院の取り扱い

緊急一時保護センターの場合

①センター利用中に入院した場合は、原則として利用の承諾を取り消すことになる。

しかし、検査入院等入院期間が短期（数日程度）であった場合は、福祉事務所長は施設長と協議し、利用承諾の取り消しをしないことができる。この場合、医療扶助の要否を検討した上、開始決定を行うとともに、入院の日から退院の日まで日用品費を支給する。

②福祉事務所長は、上記①により、利用承諾を取り消した者について、生活保護の適用を引き続き行う等適切に処遇する。

なお、福祉事務所長は、利用承諾を取り消した者が退院した場合、施設長と協議の上、直ちに、利用の承諾をすることができる。

自立支援センターの場合

①センター利用中に入院した場合、医療扶助の可否を検討した上、開始決定を行うとともに、入院の日から退院の日まで日用品費を支給する。

②入院期間が2週間を超えた場合及び短期（2週間以内）であっても退院後就労が見込めない場合には、福祉事務所長は利用承諾を取り消すことになるが、利用承諾を取り消した福祉事務所長が生活保護の適用を引き続き行う等適切に処遇する。

#### （4）退所後の保護の適用について

##### 緊急一時保護センターの場合

①要保護状態のままセンターを退所した場合あるいは退所直後に生活保護の相談を受ける場合は、利用承諾した福祉事務所が保護の実施責任を負う。

②福祉事務所長は、センターのアセスメント報告書に基づいて、センター退所後の利用者の処遇について検討し、退所時まで決定しておく。（「実施細目7アセスメント」参照）

退所後も引き続き保護が必要な者については、宿泊所、アパート、保護施設、老人ホーム等への入所先の確保など十分に配慮する。

##### 自立支援センターの場合

退所後まもなく保護の必要が生じる者及びセンターの利用承諾を取り消された者については、保護の適用を含め、適切に対応しなければならない。

なお、要保護状態のままセンターを退所した場合あるいは退所後に生活保護相談を受ける場合、退所当日は利用承諾をした福祉事務所が実施責任を負う。

#### 【福祉事務所が利用承諾を取消す場合】

センター利用承諾の解除に関しては、緊急一時保護センター利用については「路上生活者緊急一時保護事業実施要綱」の第11第1項、また、自立支援センター利用については「路上生活者自立支援事業実施要綱」の第11第1項において、それぞれ規定されている。（路上生活者対策事業については各要綱の規定及び各実施細目（特別区福祉事務所長会）の規定に基づく。なお、詳細は別途確認されたい。）

#### （5）退所後の住所設定について

退所後あるいは中途退所後、直ちに生活保護を適用しアパートを設定する場合には、センター所在区管内に設定しない。

なお、退所時にアパートを設定し、次回又は次次回給料支給時まで短期間の保護となることが予定される場合は、アパート所在地に実施責任を移さず、退所後最長2か月まで従前の保護の実施機関が実施責任を負う（東京都内の場合）。

### 3 要否判定の方法

緊急一時保護センター及び自立支援センターの利用対象者である路上生活者は、住居という最低生活の最も重要な生活基盤を喪失している生活困窮者であり、利用中は宿所・食事の提供を受けるが、センター退所後に向けて、自ら住居及び当面の生活費を用意する必要がある。

したがって、センター利用中に生活保護（医療単給）を適用する場合に限って、手持ち金等の取り扱いを以下のとおりとする。

#### （1）基準及び収入

##### ①要否判定に用いる基準

施設基準の加算（障害者加算等）＋医療費（35,400円） 低所得者の自己負担限度額



## ②要否判定に用いる収入

センター利用前から所持していた手持ち金から、20万円を除外した額

なお、認定除外した額は退所後の自立のために充てるものであり、施設長に保管させるなど、利用中に使用しないよう留意する。

### (2) 程度の決定

(1)の取り扱いにより保護要となった者に対しては、医療扶助を適用する。医療扶助単給（医療移送費も含む）であるので、生活扶助費の支給は要しない。

開始時の程度の決定にあたっては、加算がない場合、上記20万円を超える額が医療費の一部自己負担となる。また、基準に加算を用いた場合、20万円に加算を加えた額を超える額が、医療費の一部自己負担となる。

### (3) 保護受給中の収入の取扱い

保護を開始した者について、収入の増加又は就労等の開始により収入が生じ、手持ち金の額が20万円を超えた場合、収入認定すべき額から退所時に充てる敷金・前家賃・礼金等、家具什器費及び被服費等の額を認定除外し、超える額について上記(1)により要否判定を行う。

なお、敷金・前家賃・礼金等、家具什器費及び被服費等の額の目安については、「更生施設入所者の積立金について」と同様である。

### (4) センター退所後保護が継続する場合の取扱い

退所後、引き続いて生活保護を適用する場合（医療扶助単給から併給への切り替えの際）は、利用中に認定除外していた額を全額手持ち金として改めて要否判定を行う。

なお、退所時にアパート等の敷金・前家賃・礼金等、家具什器費及び被服費等の必要がある場合、手持ち金を先にそれぞれの需要に充てさせた後に、その残額を用いて要否判定を行う。

また、既に実施していることから程度の決定において基準の二分の一まで手持ち金を保有容認する取扱いは認められない。

### (5) 医療扶助の適用及び通院移送費の支給方法

「緊急一時保護センター及び自立支援センター利用者の医療扶助にかかる事務処理要領」（13福生保第1126号・平成13年12月都保護課長通知の別添資料）

を参照のこと。

(問 8 - 23) **養護老人ホーム入所者に対する保護の適用**

養護老人ホーム入所者から、医療扶助の申請があった。この場合の保護の適用について、取扱いを示されたい。

老人福祉法の規定により養護老人ホームに入所し、又は養護受託者にその養護を委託されている者（以下「入所者等」という。）に対する生活保護法の適用については、次のとおり。

1 基本原則

入所者等については、老人福祉法による援護が行われるので、医療扶助が必要な場合を除き原則として保護の適用の必要はない。なお、医療扶助の適用に際しては、真に施設において措置できないと認められる場合に限られるものである。

2 保護の要否及び本人支払額の決定

(1) 入所者等が外来する場合

保護の要否及び本人支払額を決定する場合、障害者加算の認定要件を満たす者については、一般の場合と同様に最低生活費としてこれを認定するが、その他の最低生活費は認定しない。

また、その者の収入が加算額に満たない場合でも、入所者については、老人福祉法により必要な援護が行われるので、その不足分を生活扶助費として支給するものではない。したがって、老人ホーム入所者に対する保護は、医療単給となる。

(2) 入所者等が短期入院した場合

保護の要否及び本人支払額を決定する場合、一般の場合と同様に、障害者加算の他、入院患者日用品費等の最低生活費を認定する。

ただし、その者の収入が日用品費及び加算額に満たない場合でも、その不足分を生生活扶助費として支給する必要はないため、医療単給とする。

(3) 入所者等から医療扶助のための申請があったときは、局長通知第 8 - 2 - (3) に定める短期傷病等に関する要否判定の特例についても留意すること。

3 収入の認定

(1) 老人ホームにある者に対し保護の要否判定を行う場合は、金銭収入はまず保護法による最低生活費に充当するものである。したがって、ホーム入所者に対しては老人福祉法による費用徴収が行われているが、費用徴収を受ける前の収入について、最低生活費と対比させることとなる。

(2) 入所者等の収入は、老人日用品費※を含め、すべて収入として認定する。ただし、施設長が処遇の一環として給与する金銭（老人福祉法による加算として施設長が給与するものを除く。）は、収入として認定しない。

※老人日用品費

① 措置の実施者である都道府県又は市町村は、入院中の被措置者（老人ホームへの入所又は養護受給者への委託の措置を受けた者をいう。）については、措置の廃止までの間、老人保護措置費のほか、生活費のうち、生活保護における日用品費相当額を支弁して差し支えない。

② 上記取扱いにより老人日用品費が支弁されている入院中の被措置者について、生活保護法による保護の要否及び程度の決定を行う場合には、これを収入として認定するものである。

4 入院継続中に老人福祉法による措置が解除された場合

保護の要否及び程度の決定を行う上での、最低生活費及び収入の認定は、老人福祉法による援護はなくなることから、通常の入院患者として、一般の場合と同様に行うこととなる。

ただし、保護の実施責任及び費用負担については、この場合においても特別な定めがあるため、注意を要する。(問2-17) 参照

5 老人ホーム入所者の国民健康保険加入について

上記については、「老人福祉法による老人ホームに収容されている者に対する国民健康保険の適用について」(昭和47年12月15日付社保第121号)を参照。

6 介護保険料について

養護老人ホーム入所者のうち、費用徴収基準が第1階層区分に属する者に係る介護保険料は、老人福祉法措置費で支弁される。第2階層区分以上に属する入所者については、対象収入から介護保険料を控除する取扱いが行われる。要否判定には、第1階層区分の介護保険料を用いる。

7 要否判定に用いる費目

(基準) ① 加算

② 日用品費

③ 介護保険料(第1階層区分)

④ 老人医療自己負担金

⑤ 食事療養費(入院の場合)

(収入) ① 年金等

② 老人日用品費

8 被保護者が老人ホームへ入所する際の移送費について

入院患者が退院後直ぐに入所する場合にのみ生活保護からの支給が可能である。

(問 8 - 24) 内部障害者更生施設入所者に対する保護の適用

内部障害者更生施設入所者に対して、保護を適用する場合の取扱いについて、示されたい。

(注：以下は、平成17年度末現在までの取扱い。取扱い変更部分は、通知等により周知する予定。)

内部障害者更生施設は、身体障害者手帳を所持する15歳以上の、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能に障害のある者に対して、入所又は通所による健康管理のもとでの生活指導及び職業訓練を行うための施設である。

内部障害者更生施設入所者に対する保護の適用については、次のとおり。

- 1 単身の入所者については、生活扶助のうち、基準生活費及び加算に係る需要が身体障害者福祉法等により満たされるので、当該需要に係る生活保護法の給付は行わない。  
しかし、医療扶助、生業扶助等その他の扶助については、必要に応じ、法による給付を行って差し支えない。
- 2 単身世帯以外の入所者については、生活扶助のうち、基準生活費に係る需要に対しては法による給付を行わないものとするが、その外は一般の場合と同様に取り扱うものとする。
- 3 医療扶助の適用は、内部障害者更生施設入所者が医療を必要とする場合で真に施設において措置できないと認められるものに限るものとし、この場合においては、他の身体障害者更生援護施設の入所者の取扱いと同様に入院患者日用品費（入院の場合）及び必要に応じ障害者加算等の加算を認定すること。
- 4 生業扶助のみの申請の場合は、要否判定及び程度の決定に際し、最低生活費に加算は認定するが、収入がない場合であっても生活扶助の給付の必要はない。

昭和42年8月1日付社更第244号厚生省社会局長通知

※平成18年4月1日以降、保護の基準計上にあたっては食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額を計上することとなる。

22  
=

20

(問 8 - 25) 東京都女性相談センター(一時保護所)入所者に対する保護の適用

東京都女性相談センター(一時保護所)入所者に対して、保護を適用する場合の取扱いについて、示されたい。

東京都女性相談センターの一時保護は、緊急保護、又は自立のための援助が必要な単身女性及び母子を一定期間(原則として2週間)保護するものである。入所者については、都負担により必要な援護が行われるので、原則として、医療扶助(医療移送費等を含む)を除き法による保護の適用の余地はない。

しかしながら、センター退所後の生活に際して、生活保護の適用が必要となる場合が多いという実態を踏まえて、以下のとおりの取扱いとする。

1 世帯の認定

入所者に配偶者がいる場合であっても、入所者の置かれた状況を勘案し、適切な世帯の認定を行うこと。すなわち、必要に応じて、法第63条又は法第77条の適用を考慮に入れた、配偶者を除く暫定的な世帯認定を行う。

2 保護の決定(要否及び適用)

(1) 入所前にセンターまでの移送費を必要とする場合

- ① 保護申請時の所持金と当該移送に要する経費とを対比して、必要額を支給する。
- ② 入所後、医療扶助の適用の要がない者については、保護停止としておく。

(2) 入所中に医療扶助を必要とする場合

- ① 退所後に予定される世帯の基準額をもとに、最低生活費の認定を行う。
- ② 最低生活費として認定する費用は「課長問答(第7の4)」のとおりとする。
- ③ 入所者に手持ち金や定期収入がある場合は、上記①及び②により認定した最低生活費と対比した上で、要否判定を行う。

(上記①・②・③については、下記の(3)退所後の生活に際して保護の適用が必要となる場合の取扱いと同様である。)

- ④ ③により保護が必要となった場合、申請時所持金のうち①で認定した最低生活費の2分の1の額まで、収入認定の対象としない。収入認定額が①で認定した最低生活費を上回る場合は、その上回る額が医療費の本人支払額となる。
- ⑤ 入所者については、一時保護の予算により必要な保護が行われるので、たとえその者の収入が最低生活費の額に満たない場合であっても、その不足分を生活扶助として支給するものではない。

(3) 退所後の生活に際して保護の適用が必要となる場合

- ① 退所後に予定される世帯の基準をもとに、最低生活費の認定を行う。
- ② 最低生活費として認定する費目は「課長問答、問(第7の4)」のとおりとする。
- ③ 入所者に収入がある場合は、上記①及び②により認定した最低生活費と対比した上で、要否の判定を行う。
- ④ 退所後の住居を確保するための費用を必要とする場合は、局長通知第7-4-(1)一キにより、敷金等を支給する。

敷金等、家具什器、被服費及び転居に伴う移送費を入所中に支給すべき事情があるときには、入所中に保護開始し、必要な時期に当該扶助費を支給することとして

22  
=

差し支えない。( (1)の②により保護を停止していた者については、停止を解除することとなる。また、入所中に医療扶助を適用していた者については、改めて保護を開始する必要は生じない。なお、被保護者への敷金等の支給は、課長問答第7の3020の答中5に基づくものである。)

なお、この場合に支給する扶助費は、入所中の生活需要に対応するものではなく、退所時点の需要に伴う一時扶助に限られるものである。

また、月の中途で退所し、保護を適用する場合の加算の取扱いは、問6-17を参照のこと。

### 3 保護受給中の者に対する取扱い

被保護者が入所した場合は、1か月以上の入所でない限り、保護の変更決定を要しない。1か月以上入所する者については、入所日の属する月の翌月の初日から基準の変更を行う。

(問 8－26) 高齢者虐待防止法による居室確保の措置を受けた者への保護の適用

高齢者虐待防止法による居室確保の措置により入居（入所）した高齢者に対して保護を適用する場合について、示されたい。

設問については、措置を受けた高齢者が養護者とともに被保護世帯であった場合あるいは措置を受けてから医療費等の生活需要により困窮状況が生じた場合など、いくつかの事例が考えられるが、居室確保と同時に老人福祉法の措置が行われるのであれば、生活扶助に相当する部分は他法他施策が優先される。したがって、問 8－23 の設問を参照のこと。

なお、被保護世帯の高齢者が高齢者虐待防止法による居室確保の措置により入居（入所）した場合に、出身世帯と当該高齢者の状況によっては、世帯認定及び保護費の基準算定上の変更や調整を行う必要が生じることが予想される。しかしながら、世帯認定をどのように取り扱うべきかは、個々の事例について慎重に判断する必要がある。

(注) 具体的な取扱い事例については、高齢者虐待防止法の施行（平成 18 年 4 月 1 日）後の状況をふまえ、再度、検討のうえ、周知するものとする。

参照 問 2－21

(問 8 - 27)     **ダルク入寮者に対する保護の適用**

薬物依存症の被保護者がダルクに入寮した場合の保護の取扱いについて、示されたい。

ダルク入寮者に対しては、次のとおり取り扱う。

- 1 一般生活費については、施設所在地の級地を適用し、1 類、2 類及び住宅費（寮費等の名目で徴収される住宅費の実費を施設所在地の住宅扶助基準限度額の範囲内）を認定する。加算については、在宅者にかかる加算を認定する。
- 2 単身の者が従前の住居について、入寮中も従来どおり住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、ダルクの住居費と従前の住宅費とを合算した額について、住宅扶助基準限度額の範囲内において認定することとして差し支えない。この場合の住宅扶助基準限度額は施設所在地の基準ではなく、従前の住居に適用される住宅扶助の基準とする。  
この扱いは、入院患者に対する住宅基準の計上と同様、原則として入所予定期間が6 か月未満の場合に適用できる。
- 3 出身世帯のある者が入寮した場合においては、入寮期間中は当該入寮者のみの基準を別途認定する。
- 4 入寮期間中に施設外のNA等の活動に参加する場合は、別途移送費を計上できる。（局第6 - 2 - (7) - ア - (㉔) - C. ）



(問 8-28) 警察官署等に拘束された者に対する保護の適用

警察官署等に拘束された者に対して、医療扶助を適用する場合があるとすれば、どのような場合か。

警察官署、行刑機関等に拘束されている者が発病した場合、これに対する医療は、原則として、刑事行政の一環として措置すべきであって、生活保護法の関与する余地はない。

しかし、法定の事由（刑事訴訟法第87条勾留の取消、同法第89条必要的保釈、同法第91条不当に長い拘禁と勾留の取消、同法第95条勾留の執行停止等）に基づき本人が釈放された場合は、当該行刑機関等から釈放すべき理由を記載した文書の提出を受け、本法の適用について検討する。

なお、その者の身柄が直接・間接に警察官等の監視下におかれている場合であっても、それが法定上の釈放であれば前記の手続によって医療扶助を適用して差し支えない。

少年（満20歳未満）事件において家庭裁判所の審判に付され、刑務所や少年院への送致となった場合等、身柄を拘束された少年の場合も同様に扱う。

ただし、家庭裁判所は、14歳未満の非行少年については、児童相談所長から送致されたときだけ審判の対象にすることができる等児童福祉法を優先的に適用することとなっており、成人事件とは異なった取扱いが行われることに留意する。

例えば、児童自立支援施設に送致された場合は、児童福祉法によって施設入所中の生活需要等が賄われるため、医療費も含めて基準の計上を行う必要はないが、一時帰宅（外泊）の際の移送費等の計上も考えられることから、世帯員としておく必要がある。また、保護観察等、特に身柄拘束のない場合には、必要な基準額を計上することになる。

【参考】

家庭裁判所は、犯罪少年（満14歳以上で罪を犯した少年）のうち、死刑、懲役または禁固に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、検察官送致決定をする。また、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件で、罪を犯したとき満16歳以上の少年については、原則検察官送致決定しなければならない。その他の犯罪少年、触法少年（満14歳未満で罪を犯した少年）、ぐ犯少年については、知事・児童相談所長送致（18歳未満に限る）、保護処分（保護観察、児童自立支援施設送致、少年院送致）の処分を受ける場合がある。

別冊問答集 問173

参照（問1-1）

(問 8-29) 被保護者が警察官署に留置された場合の保護の取扱い

被保護者が警察官署に留置された場合は、最低生活費の計上は必要ないとされているが、このようなとき、保護の取扱いはどうなるか。

また、単身者の住宅扶助はどうなるか。

(問8-29) 被保護者が警察官署に留置された場合の保護の取扱い

被保護者が警察官署に留置された場合は、最低生活費の計上は必要ないとされているが、このようなとき、保護の取扱いはどうなるか。

また、単身者の住宅扶助はどうなるか。

被保護者が被疑者等として警察署に勾留、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、最低生活費の計上は必要ないとされている。

したがって、当該被保護者が警察署に留置、拘束されている間の最低生活費については、日割り計算を行って削除(減額)することとなる。

しかし、当該被保護者が単身者の場合で、刑事訴訟法第60条、第203条以下の規定により勾留され、公訴の提起がなく釈放された場合には、住宅費については、釈放後に、特別な配慮をする必要が生じる。

したがって、単身の被保護者が警察官署に留置された事実が確認されたときには、住宅費について、以下のとおり取り扱う。

- 1 留置の日の翌日付で、すべての最低生活費の計上を停止する(保護の停止)。  
通常、月の当初にその月分の扶助費は支給済みであることから、返還金が生じることになるが、返還金についての具体的な事務処理は保留しておく。
- 2 その後に、公訴の提起が確認された場合は、保護廃止の取扱いをする。  
保護の停廃止に伴って生じた過渡し金については、一般の場合と同様に、戻入あるいは法第80条免除の取扱いを行う。
- 3 公訴の提起がなく釈放された場合には、釈放の日をもって、最低生活費の計上停止を解除する。
  - (1) 留置の日と釈放の日とが同一の月に属する場合は、停止に伴って生じた過渡し金については、法第80条免除の取扱いを行う。なお、生活費についても、住宅費と同様の取扱いを行うべき事情があると判断される場合には、法第80条免除の取扱いを行って差し支えない。
  - (2) 釈放の日が留置の日の翌月であるときには、留置の日の属する月分の過渡し金については、法第80条免除の取扱いを行うとともに、釈放の日の属する月分の住宅費を1か月分全額を計上する(生活費については、日割り計算による計上となる)。  
これらの措置は、被保護者が居宅にいない実態からとるものであるもので、留置や公訴の提起による勾留がない限り、停止又は廃止をする必要はないものである。

また、被疑者の身柄を拘束しないままです手続きを進める「在宅事件(書類送検)」に

おいては、公訴の提起（在宅起訴）があったとしても、拘留がない限り停止や廃止をする必要はない。

なお、罰金刑や科料を科された場合は基本的に身柄を拘束されることはないが、完納することが困難なため労役に服する場合（過料を科せられた場合は労役に服することはない）には、保護を廃止することとなる（短期間の場合は停止）。

また、東京都と警視庁の取り決めにより被保護者の勾留情報の提供について情報提供を受けられることとなっている。各警察署には警視庁より「刑事指導旬報1361号」という形で協力依頼が発出されている。具体的な情報提供の内容については生活保護の停止等に必要な最低限の情報（拘留の有無・期間・処分）について口頭により回答がされる。（罪名については回答不可）

公判請求の有無については基本的に検察庁へ問い合わせることとなる。

平成22年10月22日付22福保生保第632号

(参考)

(別紙)

〇〇第 号

平成 年 月 日

〇〇警察署長殿

〇〇福祉事務所長

勾留事実に関する情報提供の依頼について

当福祉事務所において生活保護を受給している（又は、申請中の）者について、現在勾留中であるか否か、及びその期間、処分内容について保護費の正確な計上のため確認する必要があります。氏名等は下記のとおりですので、生活保護法第29条により電話にて情報の提供をお願いします。

記

1 被保護者の状況

- (1) 氏名及びフリガナ
- (2) 生年月日
- (3) 住所及び本籍
- (4) 性別
- (5) 勾留されていると思われる理由

(例えば、家族・親族よりの通報、近隣・被害者よりの情報提供、訪問時不在、連絡不通等、具体的に記入すること。)

- (6) 保護申請日又は開始日
- (7) その他特記事項

2 回答いただきたい事項

- (1) 勾留事実の有無
- (2) 勾留期間
- (3) 処分内容

【回答先】

(問 8－30) 更生保護事業による保護を受けている者の取扱い

更生保護施設に入所している者に対して、保護を適用する場合の留意点について示されたい。

更生緊急保護により、更生保護施設（宿泊所）に入所している者は、犯罪者予防更生法により必要な生活需要が満たされているため、医療扶助を除き、基準生活費を計上する必要はない。

なお、更生緊急保護の対象者は、犯罪者予防更生法第 48 条の 2 第 1 項各号による。主な対象者は次のとおり（なお、保護観察に付されている者は、更生保護事業法の「更生保護事業」により、別途取扱われる）。

- ・懲役、禁固又は拘留につき刑の執行を終わった者
- ・執行の免除を得た者又は執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
- ・罰金、科料の言渡しを受けた者
- ・労役場を出場、仮出場した者
- ・少年院を退院、仮退院期間満了となった者

【更生緊急保護】

刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによっては更生できないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、帰住をあっせんし、金品を給与し、又は貸与し、宿泊所を供与し、教養、訓練、医療、保養又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、環境の改善又は調整を図る等の保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、その速やかな更生を保護する。

期間は、拘束を解かれた後 6 か月の範囲内（さらに 6 か月以内の延長可）

別冊問答集 問 8 5

参照 問 2－31

(問 8 - 31) 扶助費の再支給額の算定方法

扶助費の再支給額の算定方法を具体的に示されたい。

局長通知第 8 の 4 にいう「失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額」の認定は、次により行う。

1 再支給必要額の算定

(1) 前渡された保護費を失った旨、福祉事務所又は警察官署に届け出た日（即ち盗難等の事実が確認された日）以降、その月の末日までの間における当該世帯の最低生活費を下記により、日割り計算によって算出する。

- ① 教育扶助基準額については、日割り計算を行わず、全額を計上する。
- ② 教育扶助のうち教材代、学校給食費、通学交通費については、当該月の分を届け出日までに既に支払い済みの場合は、計上しない。未払いの場合は、全額を計上する。
- ③ 住宅扶助については、②の教材代等と同様に処理する。
- ④ 生活扶助については、通常の例により日割り計算を行う。
- ⑤ 12月は、期末一時扶助を計上する（日割り計算を行わない。）。

(2) (1)によって得られた最低生活費の額から下記の金額を控除する。

- ① 届け出日現在における、すべての手持ち金及び預貯金（通帳等により確認する）
- ② 扶養義務者等からの援助金
- ③ 届け出日以降月末までに得られる予定の収入（ただし、当該収入の予定される日がその月の終わり頃で、これを控除するとその月の生活に支障があるときは、控除せずに翌月の認定として差し支えない。また、収入認定の対象とならない収入は控除しない。）

(3) (2)によって得られた額の範囲において、実際に失った金額を限度として再支給額を認定する。

(4) 認定された再支給額は、(1)で算定された最低生活費に対して、教育扶助、住宅扶助、生活扶助の順に、振り分けて整理する。

2 保護費支給日に支給された保護費の全額を失い（保護費の口座払いを行っている場合で、支給日にほぼ全額を引き出し、そのまま失った場合も含む）、かつ、同日（やむを得ない事情があるときは翌日）中に福祉事務所又は警察官署に届け出があった場合は、盗難等の事実が確認された日以降の日割り計算によらず、当該月分の保護費の全額を認定の対象とすることができる。

3 給料等を翌月の収入として取り扱っていた場合で、当該給料等のみを失ったときは、失ったことが確実に立証される限り、再支給としての処理を行うことなく、翌月分の収入認定の変更（収入認定を除くための変更）を行えば足りるものである。

(問 8－32) 誤って受けた保護申請の取扱い

病院に入院している者から、医療ケースワーカーを通じて、病院所在地の福祉事務所に保護申請書が出された。福祉事務所で調査したところ、当該要保護者には他に居住地があることが判明した。

この場合、保護申請書の取扱いをどうすべきか。

保護申請を受けた福祉事務所に保護の実施責任がなく、他の福祉事務所において処理すべきことが明らかな場合は、受付日及び経過等を当該福祉事務所に事前に連絡した上で、保護申請書（原本）を直ちに回付する。この場合、保護の申請者に対しても、必要な連絡と説明を行うこと。

また、保護申請書の写しと共に、経過を記録して残しておく。

なお、保護の実施責任の取扱いが明らかでなく、関係機関において協議が必要な場合は、初めに保護申請を受けた保護の実施機関において結論が出るまでの間保管しておく。

《誤って保護申請を受けてしまった場合の事務処理の流れ（上記例）》

①A福祉事務所に管内の病院から保護申請書が送付される。



②調査の結果、B福祉事務所に居住地があることが判明。



③これまでの経過の詳細をB福祉事務所に事前に連絡する。



④保護申請書（原本）の写しをとり、原本はB福祉事務所に送付する。



⑤保護申請者に対して経緯を説明しておく。



⑥保護申請書（写）と経過記録を保存しておく。

※ 実施責任の所在に不明な点があり、福祉事務所間で協議が必要な場合は、最初に保護申請を受けた福祉事務所において結論が出るまで保管しておく。

(問 8－33) 日用品費の累積金の取扱い

医療機関、介護施設及び社会福祉施設に入院入所中の被保護者で、合理的な目的のない手持ち金の累積金を生ずる場合には、入院患者日用品費等の計上を減額又は停止することとされている。

この取扱いを行うにあたっての留意事項及び具体的な方法について、示されたい。

1 入院患者日用品費等の消費状況からの基準の調整

(1) 日用品費の85パーセント計上(局長通知第6－2－(3)－ク)

入院患者日用品費は、基準額の全額を計上することを原則とするが、精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額を計上することとされている。

この取扱いの基準は、以下のとおりとするが、実際の運用に当たっては、個々の実態に即して、十分な検討の上で行うこと。

(注) 過去6か月程度の消費実態が日用品費の50パーセントを下回り、かつ、将来も引き続き1年以上その状態が継続すると推定される場合、85パーセント計上とする。

(2) 加算の重複調整等(告示別表第1第2章の10、重複調整等)

相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定することとされている。

この取扱いの基準は、以下のとおりとするが、実際の運用に当たっては、個々の実態に即して、十分な検討の上で行うこと。

(注) 日用品費等の他に加算が計上されている者について、過去6か月程度の消費状態が日用品費等の85パーセントを下回り、かつ、将来も引き続き1年以上その状態が継続すると推定される場合、加算を削除する。

2 入院患者日用品費等が累積したことによる基準の調整

医療機関又は社会福祉施設に入院入所中の被保護者で、入院患者日用品費等の全額計上では合理的な目的のない手持ち金の累積を生ずる場合には、上記1に基づき消費実態に見合った額を計上するのが本来である。

しかし、こうしたことが事務的な理由等から困難な場合であって、被保護者本人以外の者が手持ち金を管理しているときは、その累積額に着目し、次のように入院患者日用品費等の計上を行う。

(1) 取扱いの原則

本来、入院患者日用品費等の消費については、療養指導・生活指導の一環として、適切な指導が行われるべきである。

したがって、入院患者日用品費等の累積額の多寡のみをもって、機械的に判断することなく、その者の過去における消費の実態、累積の経緯、現在の病状、今後の見込



み等を十分考慮の上、主治医等関係者の意見も踏まえ、当該被保護者の個別の実態に応じて判断するものである。

(2) 取扱いの対象者

単身の入院患者等（出身世帯があっても、長期間交流がない者を含む。）であって、日用品費等の管理能力がないため、病院長や施設長等（扶養親族等は除く）に金銭の管理をゆだねている者。

したがって、病院長等に金銭の管理をゆだねている者であっても、金銭管理能力を有する者は、この取扱いの対象とはならない。

(3) 調整方法

① 入院患者（救護施設から在籍のまま入院した者は次の②による）及び介護施設入所者については、当分の間、30万円を超えた場合に調整する。

なお、15万円以下に累積額が減じたときは、再度計上する。

② 施設入所者については、当分の間、50万円（入院需要のある救護施設入所者については100万円）を超えた場合に調整する。なお、25万円以下に累積額が減じたときは、再度計上する。

③ 調整は、加算があるときは、まず加算額の計上を停止し、更に累積が進行する場合には日用品費の計上も停止する。

④ 再度計上する場合には、まず日用品費を計上し、更に必要がある場合には、加算も計上する。

⑤ 入院患者及び介護施設入所者で累積による加算等の調整をする場合、介護保険料加算は調整の対象とせず、従来どおり計上する。（東京都の取扱い）

(4) 調整による保護の停止又は廃止

① 日用品費等を計上しないことにより、医療費本人支払額が限度額を超えるために保護を要しなくなる場合でも、直ちに保護を廃止せず、とりあえず保護の停止を行う。

② ただし、累積額が多額であるため、保護を廃止しても最低生活が維持でき、特段の事情の変化がなければ相当長期にわたって保護を要しないと判断される者については、次により、保護の廃止を検討すること。

③ 累積額が50万円を超えている場合は、調整後の基準額と収入額とを対比して要否判定を行う。

(5) 保護の再申請があった場合の実施責任

上記の取扱いによる調整を行った基準での要否判定の結果、保護廃止となった世帯から、保護の再申請があった場合（引き続き同一の病院や施設等に入院・入所している場合に限る）は、廃止後3年以内のものについては、保護を廃止した実施機関が実施責任を負うこととする。

なお、この取扱いのうち(3)の①及び②の累積額は東京都内の実施機関が措置している場合に適用し、(5)の実施責任については東京都内の医療機関等に限られる措置である。

(6) 本取扱いを行うに当たっては、事前に医療機関、介護施設、社会福祉施設及び本人に十分取扱いの趣旨を説明し、理解を得る必要がある。

(問 8－34) 被保護者の累積金について

被保護者が相当額の預金を保持していることが判明した。保護開始後、扶助費以外の世帯収入はなく、保護費が累積した結果と確認された。

この場合、当該被保護者の累積金についてどのように取り扱うべきか。

保護費は、世帯単位に計算されて世帯主又はこれに準ずる者に支給されるものである。このようにして給付される毎月の保護費を被保護者の需要に完全に合致させることには、困難が伴う。月々のやり繰りを認めなければ、家計の弾力性を損なうおそれもあり、被保護者の生計管理の能力を制限することになりかねない。保護費の具体個別の消費については、被保護世帯の世帯主等にその家計の合理的な運営を委ねているものと解釈することが自然である。

そうであるとする、被保護者が保護費によって生活していく中で、節約の努力等によって貯蓄できる部分が生じたとしても、法が保護費を一定の期間内に使い切ることを求めているとすれば、各月毎に被保護者が保有する全ての資産等を最低限度の生活のために使い切らない限り保護が継続できないとすることは適当でないといえる。

したがって、法の趣旨目的にかなったものであれば、保護費を原資として貯蓄された金銭は直ちに収入認定等の対象とすべきものにはあたらない。つまり、被保護者が保護受給中に預貯金をしている場合、その目的が生活保護の趣旨目的に反しないと判断されるときは、法第4条にいう「利用し得る資産」の形成には該当しない。

保護の目的から、単に将来の出費に備えるための蓄財一般を全て認めるには至らないが、生活保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った蓄えについては、それらが預貯金という形で残されていても「利用し得る資産」として収入認定されることにはならない。

以上をふまえて、一定額を超える預貯金等の保有が判明した場合には、次のとおり処理されたい。

1 預貯金の目的等の確認

保護の趣旨目的に沿って、以後の自立（就労自立、日常生活自立、社会生活自立等）のために充てられるものであるか確認する。法の趣旨目的に沿ったものであれば、収入認定等は行わない。

保護受給中に保有を容認できない資産性のあるものの購入（自家用自動車、高額の高額貴金属類、株・有価証券など）や一般低所得者との均衡を失するような消費（観光その他の海外旅行、最低生活維持と関わりのない高額サービスの利用など）に充てる目的であれば、法の趣旨を説明し目的を変更するよう指導助言する。指導に応じない場合には、2の取り扱いと同様とすることも併せて説明を行なう。

2 特に目的等がなく単に累積したものである場合

保護費を原資とする累積金（収入認定額及び認定除外の手当等の累積金も同様）は、最低限度の生活維持のために活用を求めることとなる。しかしながら、直ちにこれを収

入認定することは適当でない。保護費を繰越しして一定額を超える預貯金を保有するに至った経緯には、単に節約を図っただけでなく、食事や衣料品等の生活必需品を極度に切り詰めた生活をしたしてきた結果当該被保護世帯はどこかに最低限度の生活に欠けるところが生じている可能性が推測される。「範囲を超えた額」については、まず、最低限度の生活に欠ける部分を補い、生活基盤を回復させるために使うよう指導助言する。

必要に応じては、自立更生計画書等の作成を通じて累積金の費消目的を定めながら、より安定した自立の助長を促すことが望ましい。

当該世帯の最低限度の生活に欠ける部分を補ってもなお相当額の残余がある場合には、活用し得る資産として認定したうえで、生活最低基準をまかなう費用として活用を求めることとなる。（資力として認定した額については、収入認定を行なうことになる。）この際、①停廃止を行なう場合、②分割して収入認定する場合の2通りの処理が想定されるが、資力として認定する額は世帯の生計収支状況を勘案したうえで決定し、停廃止の期間及び分割収入認定をする場合の各月の収入認定額を合理的に設定する必要がある。

当然、累積金の収入認定による保護変更処分の際にも、書面による決定内容の通知と不服申立等の教示が必要となるものである。

### 3 保有を容認する範囲を超えた額の基準（目安）

一律に定めることは困難である。世帯の状況を把握したうえで、慎重に見極める必要がある。目安としては、累積金のすべてが目的のない状態であった場合、保護の停廃止の期間の考え方をうければ、当該世帯の基準生活費の概ね6月分相当の額に達した場合と考えられる。

(問 8 - 35) 保護停止中の者の収入の取扱いと停止の解除

- 1 就労による収入が一定程度まで安定し一時的に保護を要しなくなったが、その状態が継続する見込みが確実性を欠くことから、世帯の生活状況を見守るため、停止期間を定めて保護の停止を行っていた。停止期間中の収入申告書によれば、停止後2か月間は保護の基準を上回る収入があったが、停止後3か月目の今月の収入は保護基準を下回っている。

このような場合、直ちに停止の解除を決定すべきか。

- 2 臨時収入により3か月間最低生活をまかなえるとして、期間を定めて保護を停止したところ、その間に臨時的な需要が生じ、予定より短期間でその収入を消費してしまった。この場合、停止を解除すべきか。

- 1 収入状況の安定的継続が確実には見込めないことから保護を停止していた場合には、原則として、収入が保護の基準を下回った時点で、停止の解除を決定すべきである。

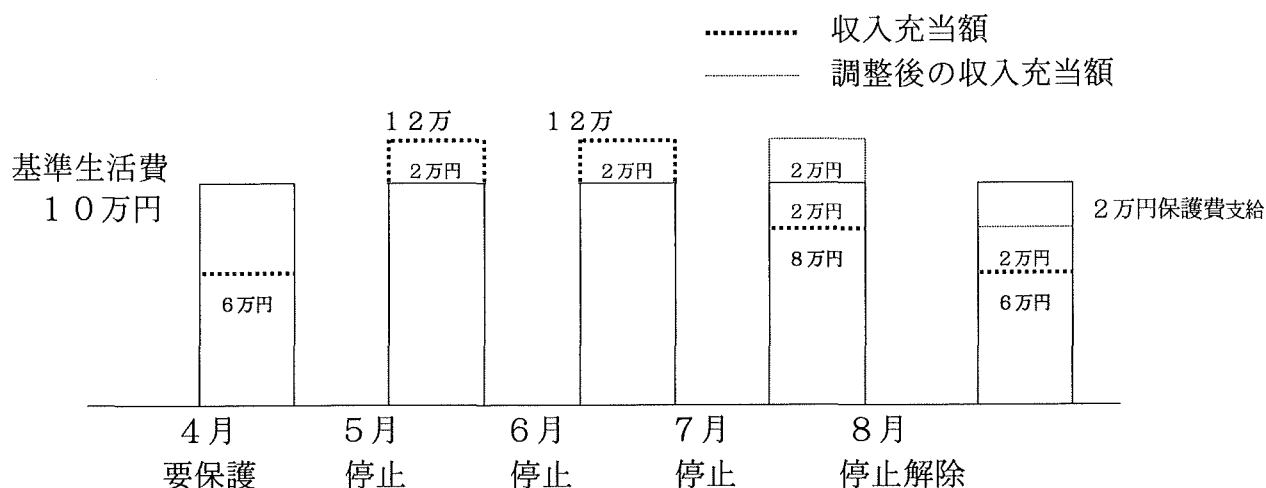
ただし、停止中に得た収入のうち月々の保護基準を超える収入額の累計額と当月の保護基準を下回る額との対比及び今後の収入状況の見通し等を勘案した結果、停止の解除が不要であると判断される場合は、直ちに停止の解除を決定する必要はない。保護停止中の生活費は、原則として最低生活基準額でまかない、余剰の金銭は、翌月以降の生活にあてることになるからである。つまり、このような場合には、保護の停止を維持して差し支えない。なお、判断にあたっては、当月の被保護者の生活が急迫した状況にないことを必ず確認すべきである。

また、上記の取扱いにより停止を維持した場合で、当月に引き続いて翌月も保護の基準を下回る収入となった場合には、直ちに停止の解除の決定を行なうことになる。

- 2 設問のように、臨時収入を得たことから期間を定めて保護を停止した場合は、あくまで停止の時点で見込まれる将来の需要、つまり、最低生活費、国民健康保険料、医療費自己負担金額等を想定して当該停止期間を定めたにすぎないものである。

その間に、最低生活上不可欠となる臨時的需要（一時扶助の対象となるような支出、もしくは扶助費の支給対象とならなくとも、必要経費控除が認められるような支出）が生じたとすれば、当然それらを勘案したうえで停止期間を短縮することになる。また、想定外の出費を重ねた結果、予定よりも早期に再び困窮したとしても、急迫状態の程度によっては、停止を解除すべき事態として保護を再開することもあり得るものである。

以上のように、被保護者は保護停止中も最低生活基準によって生活することになるが、停止決定にあたっては、停止期間中も節約を図り、計画的に生計を営むことを指導するとともに、生活上不可欠な臨時的需要が生じたときには、収入を当該需要に充てられることについても説明し、もって停止期間中の最低生活の維持を保障すべきである。



5月 = 2万円残

6月 = 2万円残 + 前月残2万円 = 4万円残

7月 = 2万円不足 + 前月残4万円 = 2万円残

8月 = 4万円不足 + 前月残2万円 = 2万円保護費支給

この事例は、最低生活基準のほかは、臨時的需要がなかったものとして計算しているので、この間に当該需要があれば、その分を含めて残額を減じていかなければならない。

以上のように、停止中の収入充当額が保護基準を上回っていれば、上回った分を翌月に充当することになる。

保護停止中における収入の補足は、停止中の最低生活の保障とその継続の要否を検討するために必要となる。同時に、停止が解除となった場合には特別控除適用の際の収入年額算定の基礎となることから、正確に把握することが不可欠である。

### (問8-36) 海外渡航者の海外滞在期間中の保護の取扱い

被保護者が海外渡航することになった。この海外渡航期間中の保護の実施はどのように考えたらよいか。

#### 1 基本的な考え方

従前、海外は社会保障制度の適用範囲を超えるという理由から、海外渡航する被保護者については渡航中の保護を一旦停止することとしていた。しかし、平成20年3月の最高裁判所の判決を受け、厚生労働省より保護の取扱いについて通知があり、単に海外渡航したことのみに基づいて保護の停廃止をすることはできなくなった。

原則として、被保護者が一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって、引き続き国内に生活の本拠を有していれば、保護を継続する。しかし、海外渡航した被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことになるので、当該渡航費用のための金銭を収入認定すべきであるという問題が生じる。

#### 2 収入認定について

(1) 上記のとおり、渡航費用については収入認定をすることとなるが、以下の目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その使途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないため、渡航費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

- ・親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- ・修学旅行
- ・公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）
- ・福祉的就労をしている者の職場旅行
- ・その他、社会通念上やむを得ないと実施機関が判断した場合

この場合、保護費のやりくりによる預貯金等で渡航費用を賄う場合には課長問答3の18により、他からの援助等で賄う場合には次官通知第8-3-(3)-エに該当するものとして認定を行わないものである。

(2) 上記以外の目的で海外渡航をした場合（例：観光旅行、職場の親善旅行、治療目的の海外渡航等）には、その使途が生活保護の趣旨目的に反することとなるため、渡航費用の範囲内で収入認定を行う。

収入認定額は、当該渡航費用（宿泊費及び交通費）が世帯の最低生活費（医療扶助・介護扶助を除く）の概ね3ヶ月分を超えているか否かを一つの目安として判断する。つまり、渡航費用が著しく高額であり社会通念上認め難いと考えられる場合はその全額を、そうでない場合は当該渡航期間中（出国日の翌日から帰国日の前日）の生活扶助相当額（基準生活費及び加算）についてのみ認定を行う。

なお、この場合の取扱いは保護費のやりくりによる預貯金等で渡航費用を賄う場合に限られる。他からの援助等で渡航費用を賄う場合には次官通知第8-3-(3)-エに該当しないものとして、援助等の全額を収入認定する。

### 3 医療扶助の取り扱いについて

海外での医療費については支給しない。ただし、2(1)にあてはまる場合であって、事情により「海外旅行保険」に加入できなかった場合等やむを得ない場合は、国民健康保険における海外療養費の取扱いに準じて支給して差し支えない。

### 4 移送費について

渡航者の生活移送費は、海外渡航の理由が局長通知第7-2-(7)の支給事由に該当する場合（海外在住の親族が危篤状態でありそのもとに行くなどの場合）には、出航地（成田空港など）までの交通費は支給対象となるが、そこから先の航空運賃については支給できない。

### 5 保護の停廃止について

1 基本的な考え方 で示したとおり、単に海外渡航したことのみをもって保護の停廃止をすることはできなくなった。しかし、このことはあくまでも海外渡航が「一時的かつ短期」の場合であり、渡航期間が概ね2ヶ月を超えた場合、渡航の目的や帰来可能性を十分に考慮したうえで、保護の停廃止を行うことは可能である。このことは、たとえば日本国内にアパート等の居住地が残されていたとしても同様であり、保護の停廃止の理由は「国内における居住実態がないため」等とする。

### 6 その他

渡航に先立ち、渡航先（宿泊先）、渡航目的及び日程並びに費用及びその捻出方法等について記載した書面を提出させること。その内容により渡航費用について収入認定を行うと判断し、かつ本人が実際に渡航した場合は、渡航費用に係る領収書等の挙証資料を帰国後に提出するよう指導する。また、保護費が口座払いになっている場合には、本人が帰国したことを確認するまでの間は保護費の支給を窓口払いに変更する。

なお、事前の届出がなかったとしても上記の取扱いを行うとともに、今後必ず事前の届出を行うよう指導すること。

（参照）問3-9 問8-34

課長問答 第3の18

別冊問答集 問10-22～24

被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて 事例集・通知集

（平成21年11月 東京都保護課発行）

## (第8-37) 保護廃止の際の要否判定に用いる基準及び収入

保護廃止の際の要否判定は、保護開始時とは異なり、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって行うものとされている。

この「現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額」について説明されたい。

保護開始時の要否判定に際しては、最低生活費の認定及び収入認定に係る控除の適用に当たり、臨時的需要に対応するもの及び主として自立助長を目的とするものは対象外とする取扱いになっている。臨時的需要や自立助長目的部分を適用対象としないのは、保護開始時の要否判定が、その世帯が生活に困窮しているかどうかの判断であるからである。（なお、停止解除による再開時の要否判定の際は、臨時的需要を含めて判定する。）

一方、保護廃止時の要否判定は、保護受給中に保障されているところの最低生活基準を上回る状態が継続するか否かの判断であり、保護開始時の要否判定とは異なる側面をもつ。つまり、現に保護受給中の世帯については、「保護の実施要領の定めるところに従い当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するもの」である。

したがって、廃止の要否判定を行う時点で、当該世帯の現実の需要に臨時的需要や自立助長目的費用が認められるとすれば、要否判定の際の基準に含めなければならない。

具体的には、開始時の要否判定の対象としない生活扶助（移送費、被服費、家具什器費、配電設備費）住宅扶助（敷金、住宅維持費）等も、現に需要がある限り、世帯の最低生活費として認定して、廃止時の要否判定を行う。生業扶助〔技能修得費（高校等就学費）〕についても、当該時点で実際に計上すべき額は認定したうえで、最低生活費に加えること。

また、収入認定に係る控除の適用の際には、基礎控除は100パーセント適用し、未成年者控除、特別控除等も実施要領の規定に基づいて認定する。

結局、廃止時の要否判定の際には、保護受給中の世帯に対する場合と同様の最低生活費の認定及び収入認定に係る控除の適用を行ったうえで、判断することになる。

なお、世帯分離の見直しを行う場合で、世帯全体における要保護性の判断を必要とするときも、保護受給中の世帯に対する要否判定であることから、廃止時の要否判定の考えに基づいて行うこととなる。

|    |                        |                    |                              |                          |                                      |
|----|------------------------|--------------------|------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 基準 | 1類・加算<br>介護保険料<br>一時扶助 | 2類<br>冬季加算<br>期末一時 | 家賃・間代<br>敷金・住宅維持費<br>契約更新料 外 | 教育基準<br>(教育扶助・就<br>学扶助※) | 介護保険自己負担限度<br>医療費高額療養費<br>医療費（3割）国保料 |
|    |                        |                    |                              |                          |                                      |

※生業扶助〔技能修得費（高校等就学費）〕



収入  
認定

基礎控除 1 0 0 %  
特別控除  
不安定就労控除

(問 8-38) 保護廃止の際の要否判定と扶助費の計算及び廃止の時期

以下の事例の場合、保護の廃止日および廃止月の扶助費の算定はどうか。

- 1 収入増による廃止の場合
- 2 保護受給中の世帯から世帯員が1名、月の途中で転出した場合

1 保護受給中に就労を開始し、収入認定額が保護の基準を上回るようになった場合

保護廃止の要否判定を行う時期は、その世帯が保護を要しなくなる時期は何時かによって判断する。事例の場合、当該新規就労による収入を受領した日に初めて保護を要しなくなるのであるから、給与受領日当日に要否判定を行い、保護否であれば給与受領日付で廃止とする。保護継続中に月々の収入認定を1日付で行い、程度の決定を行う収入認定とは異なり、給与受領月の1日に遡って廃止することは認められない。なお、月の下旬に収入があり、その収入を翌月の生活費に当てる場合は、翌月1日付で収入認定、廃止とする処理も可能である。

保護廃止の際は、世帯が就労収入により安定した生活を送れるよう、自立助長の観点から検討、決定することが求められる。

また、就労を継続している者が増収したことにより、保護を要しなくなるときも同様である。年金受給開始による廃止の場合も、遡及支給分に対する法第63条の適用処理の他は、この事例と同様に考え、年金支給日を廃止日とする。

6月5日に就労後最初の収入があった場合

世帯の最低生活費 ..... 130,000円

収入認定額 ..... 140,000円

要否判定及び廃止日

130,000円 < 140,000円

6月5日付廃止

要返還額

$130,000円 - (130,000円 \times 4/30) = 112,667円$

2 保護受給中の世帯から世帯員が1名、月の途中で転出したため、当該世帯の収入が保護の基準を上回るようになった場合

6月3日に世帯員1名が転出し、転出者以外の者が収入を得ており、転出後は保護基準を上回る収入がある世帯に変わった場合

3人世帯の場合の最低生活費 ..... 200,000円

2人世帯の場合の最低生活費 ..... 130,000円

収 入 認 定 額 ……… 140,000円

要否判定及び廃止日

130,000円 < 140,000円

6月4日付廃止

扶助費の計算

6月正当扶助分

$$(200,000円 - 140,000円) \times 3 / 30 = 6,000円$$

6月分既支給扶助額 200,000円 - 140,000円 = 60,000円

要返還額 60,000円 - 6,000円 = 54,000円

(問 8-39) 定期的な収入のある者の月の途中廃止

年金収入のある単身居宅の高齢者が養護老人ホームへ月の途中で入所したため、保護が廃止となった。

廃止の月の扶助費を決定する際、この者の年金収入をどのように認定するか。

ホーム入所の日 6月8日

居宅の保護基準 120,000円

年金月額 90,000円

6月分当初扶助額 30,000円

年金収入のうちDについては、ホーム入所後の生活のために使うべき部分であり、そのように考えるからこそ保護廃止が可能となったものである。また、廃止に伴う返還金については、当初支給していた扶助費のうちBの部分だけを返還させることになる。

|          | 5月  | 6月       | 7月  |
|----------|-----|----------|-----|
| 12万円(基準) |     |          |     |
| 扶助費      | A   | B        |     |
| 9万円(収入)  |     |          |     |
| 年金       | C   | D        |     |
|          | 6/1 | 6/8ホーム入所 | 7/1 |

老人ホームへの入所が6月8日であることから、入所の日から保護を要しなくなったと考え、保護廃止日を6月8日とすると、1日から7日までが保護を要する状態にある期間である。(老人福祉法と本法の適用との整合性を考えれば、6月8日付保護廃止となる。ただし、ホーム入所日に医療扶助による通院治療を行う場合等も考えられるため、ホーム入所日の翌日付廃止の取扱いも認められる。)

この世帯の6月分の最低生活費の額

$$120,000 \times \frac{7}{30} = 28,000 \text{円 (A+C)}$$

保護適用期間中に認定すべき収入

$$90,000 \times \frac{7}{30} = 21,000 \text{円 (C)}$$

したがって、6月分扶助額は、次のとおりとなる。

$$(120,000 - 90,000) \times \frac{7}{30} = 7,000 \text{円 (A)}$$

要返還額：23,000円 (B)

(問 8－40) 医療費自己負担金のある者の月の途中廃止

- 1 医療費自己負担金のある単身者が、月の途中で死亡廃止となった場合。
- 2 医療費自己負担金のある単身者が、月の途中で死亡以外で廃止になった場合。  
(親族の引取等)  
この場合、自己負担金の計算はどうか。

- 1 自己負担金の日割り計算による変更は行わず、単に、死亡日の翌日をもって廃止の決定を行うのみである。

自己負担金(本人支払額)は、当該月に予定される医療扶助の総額に対して自己負担すべき金額であり、月の当初においてあらかじめ確定されているものである。つまり、医療単給世帯の医療費を除く最低生活費は当該世帯の収入によって当初から確保されているわけで、医療費の需要とそれに対する支払い能力との関係で医療単給による保護を受けていたに過ぎない。

したがって、当該月の医療扶助の適用期間が結果として短縮したとしても、単身者の死亡廃止の場合は、あらためて自己負担金を再計算する必要はなく、廃止日以降の医療扶助の適用を中止するのみでよい。(死亡により最低生活費が減少したものとして、本人支払額を増額するための保護の変更決定等を考慮する必要はなく、また、医療扶助の適用期間がひと月に満たなくなったとして、本人支払額を日割り計算し減額変更のうえ金銭給付による調整を行う必要もない。)

なお、その月に受けた医療の総費用が結果として本人支払額を下回っているときには、医療機関が本人から医療費を過大に支払を受けたのであるから、医療機関においてその差額を本人(相続人)に返還すれば足りるものである。

- 2 最低生活費及び収入認定額を保護受給期間に応じて日割り計算し、本人支払い額を減額変更する。死亡の場合とは異なり、収入は廃止後の生活に充てられるものであるから、変更を要するものである。(問 8－39 参照)

(問 8－41) 保護費未受領での、所在不明による保護廃止

- 1 事務所払いにより保護費を支給していた単身の被保護者が、支給日を過ぎても保護費を受け取りに来なかったので、家庭訪問したところ、アパートは既に引き払われていることが分かった。その月分の保護費の取扱いはどうなるか。
- 2 保護費を振込払いにより支給している世帯が、前月中にアパートを引き払っていることが判明した。転居先不明で当該世帯の被保護者との連絡もつかず、所在の確認が全くできない場合、既に支給日を経過して振り込まれた当月分の保護費はどのようにすべきか。

生活保護法第61条において、被保護者は生計状況の収支報告のみならず、「居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」ものとされている。したがって、被保護者の長期不在や転居の際には事前に福祉事務所に必要な届出を行なう旨の周知徹底が求められる。

しかしながら、被保護者が突然転居等により、所在不明になってしまった場合には、(保護の要件及び必要性の有無を明らかにするために) 転居先や所在確認のための努力を実施機関としても行なうべきである。それでもなお、実態が把握できない場合には、職権による保護の停廃止について検討すべきことになる。

- 1 月の途中で無届けのまま転居した場合の取扱いは、転居事実の確認時点及び経過等によって異なる。具体的な処理方法は個々の事例ごとに判断する必要があるものの、当該月については一旦停止の処理を行ないつつ事態の把握に努め、翌月初日をもって保護廃止の決定を行うことが考えられる。

設問の場合は、保護費が事務所払いであったことから、当該月分の保護費が被保護者に支給されていない状態のままである。被保護者自身が保護費を受領に来なかったということから、当該月における保護の適用を要さなかったものと解すると、その後の連絡がない場合には、当月初日をもって保護廃止とする決定を行うこととなる。

したがって、その月分の保護費については、支払の必要がない。

- 2 前月中にアパートが引き払われ、音信不通でまったく連絡がとれない等、保護の受給要件が確認できない場合には、速やかに保護の廃止決定を行うこととなる。

受給要件を失ったことによる廃止決定を当月初日付で行なうとするならば、当月分の保護費については、受給する根拠なく振り込まれたものになるため、民法上の不当利得となり、保護を受けていた者からの返還を求めることになる(なお、前月分については、支給日時時点で要保護状態であったと認められるならば、不当利得となり得ず、事情によっては法80条免除の対象とすることができる)。

保護費の返還手続については、問11-12を参照のこと。

(問 8 - 42) 自己都合による退院ケースの取扱い

入院中の被保護者が入院先の医療機関から自己都合退院した場合の取扱いについて示されたい。

入院中の被保護者が入院先の医療機関から自己都合退院した場合、概ね2つのケースが想定される。1つは退院後の帰来先が確保されている場合で、退院後に入院前の居宅や出身世帯の住居に戻って、日常生活そのものは継続される場合である。もう1つは退院後の帰来先がなく、退院と同時にホームレス状態になってしまう場合である。

被保護者の医療機関への入院は、福祉事務所の助言及び指導のもとに、指定医療機関への委託によって行なわれる。指定医療機関は「懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない（法第50条第1項）」ものであると同時に、「被保護者の医療について、都道府県知事の行なう指導に従わなければならない（同条第2項）」ものとされている。

一方、被保護者もまた、保護の実施機関が行なう「保護の目的達成に必要な指導又は指示（法第27条）」に従うことが求められる。被保護者が実際に療養を中断して退院した場合には、自己都合による退院に至る経緯を十分考慮する必要があるものの、実施機関は療養継続及び治療専念すべき旨の指導を行なうとともに、必要な指示を行なうべきである。

帰来先のある被保護者については、在宅（通院）治療の可否及び転院指導等の余地の有無を検討したうえで、具体的な療養指導についての指導及び指示を行なうことが望ましい。

また、帰来先のない被保護者については、居所の確保について相談があった場合には、必要な援助を行なうとともに、療養の継続についても具体的な指導及び指示をされたい。

いずれの場合であっても、自己都合による退院（無断退院を含む）の事実のみをもって、直ちに保護の要件を欠くことにはならないものであって、退院によって現実に生じている困窮状況をあらためて調査把握したうえで、被保護者自身がどのような対処をすべきかについて、必要な相談及び助言を行なうことが基本的な対応である。

なお、保護の要件を確認するために行なった検診を忌避した場合には、職権によって、法28条第4項に基づく申請却下又は保護の停廃止を行なうことが考えられるが、単に療養指導に応じないことをもって、直ちに職権廃止を行なうことは適切ではない。

保護の要件を欠く場合には、所定の手続きをとったうえで、本人に対し保護の廃止等の理由について説明を行なうとともに、書面による廃止等の通知を行なうことが求められる。

(問 8－43) 自己都合による退所ケースの取扱い

居住地を失った状態で保護を開始された者が、第2種社会福祉事業による無料低額宿泊所（通称宿泊所）・旅館業法に定める簡易宿所（通称ドヤ）などから、無断で退所した場合の保護の廃止等の取扱いにあたっての留意点を示されたい。  
また、保護施設入所の場合との取扱い上の違いについても示されたい。

宿泊所や簡易宿所から無断で退所すること自体には、様々な動機や経緯が含まれているものであるから、そのことをもって、直ちに保護の要件を欠くことにはならない。したがって、退所によって現に生じている困窮状況について、あらためて調査把握したうえで、どのように対処すべきか必要な相談及び助言を行なうということが基本的な考え方である。

しかしながら、例えば保護の目的を達成するために更生施設等に入所させていた被保護者が、寮則違反により退所させられた場合や、自己都合退所した場合を考えたとき、委託保護を行なって、被保護者をそれらの施設に入所させることによってはじめて自立助長も含めた保護の目的そのものが可能となるという点をふまえて検討すると、退所した場合には保護の要件を欠くことも想定される。このような場合には、保護施設からの自己都合等による退所者に対して法第62条3項に基づく保護廃止（停止）を行なうこともあり得る。

一方で、宿泊所及び簡易宿所等を利用して保護するのは、現に居所を持たない者のために、主に居所確保を目的とした便宜的方策として入所させていることから、退所したこと自体を理由に保護を廃止することは適切でない。また、この場合に法第62条3項に基づく保護廃止（停止）はできないものと解される。

被保護者が入所先を無断退所した場合には、保護施設、宿泊所及び簡易宿所のいずれであっても、まず前提となる保護の要件及び必要性の有無を確認し、そのうえで引続き保護を行なうか否かについて判断することになる。

なお、被保護者に対しては、入所前に、各入所施設の保護適用上における取扱いとその位置付けについて、事前に十分説明を行なうことが望ましい。

保護を受けて入所した施設を無断退所した者が、退所後まもなく福祉事務所に来所した場合、「失踪」・「行方不明」等を理由とした廃止処分をすることはできない（廃止理由が事実を反映していないことが明らかな場合には、廃止処分決定は無効と解される）。

また、明らかに保護の要件を欠くに至った者であっても、所定の手続きをとったうえで、保護の廃止理由について説明を行い、書面による廃止処分通知を行なうことが求められるので、留意すること。



(問 8 - 44) 長期不在ケースの取扱い

- 1 6月25日に訪問調査を行ったところ、5月15日にアパートの荷物が搬出され、契約も解除したことが家主の説明から判明した。なお、転出先は不明である。保護費は6月分まで口座に振り込まれており、すでに引き出されていた。
- 2 3か月連続して訪問調査をおこなったが、いずれも不在であった。家主の話では、家賃は支払われているが、ここ4か月姿を見かけていないということであった。なお、保護費は口座払いとなっており、銀行口座から毎月引き出されている。

1 この事例のように、転出が明らかであり、所在が不明となった場合には、転出が確認された5月16日付で保護の廃止を行い、5月分保護費の日割りを行った上、5月過払い分は戻入あるいは法第80条により返還免除を行う。また6月分については、不当利得として地方自治法施行令第159条により戻入処理を行う

2 この事例のような場合に、所在不明となった被保護者を直ちに保護廃止とすることは適切でない。福祉事務所に対して届け出をしなかったという瑕疵が当該被保護者にあり、事実長期間不在にしていたとしても、生活の本拠が失われているとは言えず、それだけを理由に廃止処分はできない。

保護費が口座払いであった場合には、事務所払に変更して連絡を待ち、おおむね2か月間連絡がない場合は、前月1日に遡って保護の停止処理を行なう。停止後6か月を経過しても連絡がない場合は保護廃止とする。

(注) 上記の場合の停廃止通知は、保護を実施する住所地宛てに配達証明で郵送し、「受取人なし」で返送された通知を封書ごと保管しておくことが望ましい。

(問 8 - 45) **単身者の被保護者が死亡した場合の保護費の取扱い**

- 1 月途中で死亡し、当月の死亡日以降分の保護費が口座に残っている場合
  - 2 月末に死亡し、既に振り込まれた翌月分の保護費が口座に残っている場合
  - 3 前月に死亡していたことが後日判明し、前月の死亡推定日以降分とその翌月分（当月分）の保護費が口座に残っている場合
- 以上の保護費の取扱いについて示されたい。

1 から 3 の場合における保護費の取扱いについては、それぞれ次のとおりである。

1 単身の被保護者が死亡した場合、死亡者に対して地方自治法施行令第 159 条による返還および法第 80 条による返還免除の決定を行うことはできない。死亡の翌日付けで保護を廃止するのみであり、残余の保護費は、すべて遺留金として処理することとなる。

2 通常月（※）の月末に単身の被保護者が死亡した場合、その時点で口座の残額は相続されて相続人のものとなるが、その中に翌月分の保護費が含まれている場合には、民法上の不当利得となり、相続人に対して返還を求めることとなる。

※ここでいう「通常月」とは、当月分保護費を月初に支給する月のことをさす。

3 前月分保護費は上記 1 により、その翌月分（当月分）保護費は 2 により、それぞれ処理することとなる。

(問8-46) 辞退届の取扱い

被保護者から、「就職が決まったので、生活保護を辞退したい」との申し出があり、辞退届が提出された。こうした場合、直ちに保護を廃止すべきか。

保護の廃止とは、基本的に、要否判定の結果否となる収入が継続する場合や、法第27条による指導指示に従わず、弁明の機会を付与しても合理的な弁明がなされなかった場合等、被保護者が保護の受給要件を満たさなくなったときに職権をもって行うものである。

設問の例のように、就労先が決まり、仮にその給与収入によって保護が否となる場合であっても、実際に給与が入金されるまでは要保護状態が継続するものであるし、給与収入の増によっても当該世帯の最低生活費に達しない場合には、引き続き保護の受給要件を満たしていることになる。また、被保護者の中には生活保護制度について十分な知識をもっていない者も少なくない。したがって、保護の受給要件を満たしている被保護者から保護辞退の申し出があったからといって、それをもって直ちに保護を廃止することはできない。

辞退届の提出を受けた実施機関は、被保護者に直接面接するなどして、少なくとも以下の点について調査検討しなければならない。

- ・ 被保護者が保護の受給要件や廃止事由等を正しく理解しているか
- ・ 保護受給が継続できることを認識した上で任意かつ真摯に辞退を申し出ているか
- ・ 保護廃止によって被保護者が急迫した状況に陥るおそれがないか

なお、保護の受給要件を満たしている被保護者に対して実施機関の側から辞退を勧めることは、法で保障された保護受給権の侵害につながり、許されない。

(問8-47) 急迫した要保護者を発見した場合

本人が申請の意思を示してはいないが、急迫した状況にあると思われる要保護者を発見した場合の取り扱いを示されたい。

法第25条第1項は、要保護者が急迫した状況にあるときは、実施機関は本人の申請を待たずに（本人の意思にかかわらず）すみやかに職権を発動して保護を適用することを義務づけている（法第4条第3項の規定から、その者が保護の要件を欠いている可能性がある場合も同様である）。したがって、社会通念上放置し難いと認められる状況にある者を発見した場合は、たとえ本人が生活保護を受けることを拒否する意思を表明したとしても、職権をもって保護を適用しなければならない。

また、保護申請を行った者が社会通念上放置し難いと認められる状況に陥った場合は、資産調査等が未済でまだ保護の要件が確認できていなくても、すみやかに開始決定を行う必要がある。その後の調査の結果、保護の要件を欠いていることが分かった場合には、法第63条を適用して保護費の返還を求める。

なお、面接相談等において、相談者が保護の受給要件を満たしていると思料される場合は、急迫した状況にあるか否かを問わず、実施機関の側から進んで申請を行うよう助言する必要がある。

昭和25年5月20日発社第46号厚生事務次官通達「生活保護法の施行に関する件」